

# 平成26年第1回定例会会議録（第5号）

平成26年3月17日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSEN ツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
保険年金課長	勝田憲治	君	次長兼自治振興課長	湊博秋	君
次長兼観光課長	松永徹	君	商工課長	挾間章	君
次長兼環境課長	伊藤守	君	次長兼障害福祉課長	岩尾邦雄	君

児童家庭課長	安達勤彦君	児童家庭課参事	岩瀬龍子君
高齢者福祉課長	中西康太君	都市政策課長	生野浩祥君
道路河川課長	岩田弘君	建築指導課長	竹長敏夫君
学校教育課長	古田和喜君	スポーツ健康課長	平野俊彦君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎
主任	池上明子	主事	穴井寛子
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第5号）

平成26年3月17日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、3月14日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○12番（猿渡久子君） 通告の順に沿って質問をしてまいります。よろしく願いいたします。

まず、年金引き下げの中、高齢者の暮らしを守るための施策についてということで通告をしております。

この4月からの消費税8%への増税に私たち日本共産党は一貫して反対をし、中止を求めて最後まで頑張っています。私たち日本共産党は、消費税を上げずに、増税をするなら大企業や富裕層にということや、大型公共事業の無駄遣いなどを、税金の使い道を考えて社会保障の充実をという対案も示して頑張っています。

政府は、この消費税増税分を社会保障にということを書いてきたのですが、社会保障制度改革プログラム法の成立を受けてやられようとしていることは、社会保障の切り捨て、削減、負担増だと思っております。まず年金は支給額が減らされる、生活保護も減らされる、70歳から74歳の医療費の負担が引き上げられる、診療報酬実質引き下げなどなど、社会保障は切り捨てです。社会保障の充実に消費税の増税分を全て充てると書いてきたのですが、2014年度の国の予算を見ますと、増収分、14年度の増収分5兆円のうち4兆4,500億円、これは今までほかの財源が充てられてきた分をつけかえるというものです。プラスで社会保障を充実するというものではないのです。プラス分の社会保障の充実に充てられるのは、この5兆円のうち、増収分5兆円のうち5,000億円が社会保障の充実に充てられる。そのうち国費はわずか2,249億円にすぎないという中身なのです。

市の負担もふえるわけです。それは先日14日でしたか、政策推進課長が答弁しましたけれども、消費税を上げることによって別府市の支出は2億2,000万円もふえる。いろいろな収入増の分を差し引いても1億1,500万円の負担増になるということ、先日答弁いただきました。

3つ目には、財政再建にもならない。今度の予算を見ましても、国も地方も借金がふえている。景気対策、公共事業で国も地方も借金がふえる、こういう中身になっています。

そこで、質問に入っていきますけれども、年金引き下げです。国民年金の引き下げの問題で質問をしたいのですが、国民年金の受給額が、昨年10月から減額をされました。今後も減額が予定されていますが、別府で影響を受けている対象者は何人ぐらいいるのか、まず御答弁ください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

平成25年3月末現在の年金受給者の人数につきましては、日本年金機構に確認いたしましたが、正確な数字は把握しておりませんということですが、およそ4万人ということです。

○12番（猿渡久子君） 12万ちょっとの別府の人口の中で4万人余りが年金生活ということなので、国民年金の受給額は、昨年10月に1%引き下げられまして、さらにことしの4月から0.7%引き下げ、来年の4月もさらに0.5%引き下げられるということなので、この引き下げによって受給額がどのくらい減額されるのか御答弁ください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

国民年金を40年間納付した場合ですが、受給額は昨年10月に1%引き下げられたことにより月額6万5,541円から6万4,875円となり、660円の減額となっています。また、ことしの4月から0.7%引き下げが実施されますと、月額で約6万4,400円となり、約

475 円の減額となります。来年 4 月には 0.5%引き下げが実施されますが、これで月額約 6 万 4,000 円となり、約 400 円の減額となる見込みであります。

- 12 番（猿渡久子君） これは満額納めた方でも 6 万 5,541 円、これから来年 4 月の引き下げまで入れますと、1,541 円の引き下げということになると思うのです。本当に深刻な問題だと思うのです。今回の年金の引き下げは、年金で生活している高齢者にとって、やはり 4 月の消費税増税とあわせて非常に影響が大きいし、地域経済に与える影響も大きいと思うのです。観光別府にとっても非常に大きな問題だと思います。この年金引き下げの中止を国に求めるべきではありませんか。

- 保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず据え置いたことで、特例的に本来の水準より 2.5%高い物価水準となっております。そのため平成 24 年 11 月に法令改正が行われまして、将来の年金受給者である現役世代の将来の年金確保につなげて、世代間の公平を図るために、この特例水準について平成 25 年度から 27 年度の 3 年間で解消を図るものであります。年金財政の改善、安定を図る措置ではありますが、高齢者の生活は年金収入によるところが大きいことから、年金の減額は生活に大きく影響すると考えています。

現在、全国市長会等でも議題になっていますが、今後市長会を通じてこの年金引き下げの幅縮小等、年金受給者の経済的な負担が少しでも軽くなるように国に働きかけていただきたいと考えております。

- 12 番（猿渡久子君） 今の答弁、特例的に本来の水準より 2.5%高い物価水準となっております云々というふうな答弁があったのですけれども、庶民の生活に必要な物はどんどん値上がりしているのですよ、今。灯油なんかも上がって、本当に辛抱して、夜はもう早く寝るのだ、電気も使わぬ、灯油も使わぬように、もう暗くなったら布団に入って早く寝ないと、灯油使うから辛抱しているのだというような声が多いわけです。そういう中で年金引き下げ幅の縮小を求めると言ったのですけれども、そういうことではなくて、やはり暮らせる年金にしていく。今の国民年金で生活できると思いますか。できないですよ。それを、やはり暮らせる年金に引き上げることを求めるべきだと私は思うのです。

また、今度高齢者福祉のほうにお聞きをしたいのですけれども、そういう中で年金は引き下げられる、介護保険の負担は上がる、いろんな医療費の負担は上がるということが、本当に市民の皆さんの中で、入ってくるものはどんどん減るのに、いろんな負担はどんどんふえていって、どうなるのか、もう生活できぬという声が切実です。

土曜日ですか、朝ドラのせりふの中で主人公が戦後の混乱の生活の中で「食うもん食わせろ」というようなせりふがありましたけれども、本当に人間らしい生活ができない事態が、深刻な事態が進んでいると思うのです。

まず、介護保険の改悪が進められようとしていますけれども、その 1 つ目として、介護保険の要支援者の高齢者への介護保険給付の打ち切りという問題があります。この要支援の方は、サービスの 6 割を占める方です。訪問介護や通所介護のサービスが、市町村へ丸投げされるわけです。この移行に当たって 3 年間の猶予措置と申しますか、経過措置期間が設けられるということなのですけれども、市町村事業に移って大丈夫なのか。この 3 年間の間にそういう体制がとれるのかという問題があるのです。

介護の仕事に携わっている方にお聞きしますと、その利用者さん、高齢者の方がこういう介護保険の制度が変わるということをニュースなどで耳にして非常に不安がっている、私はここに来れなくなるのかな、私たちはどうなるのかなと言って不安がって聞かれるけれども、その職員さんたちもきちんとしたことが言えないで困るのだ、大丈夫よと言ってあげたいけれども、言ってあげられないと言うのです。その点どうなるのか、見通しを答

弁いただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

要支援者のサービスが、市町村事業に移行となりましたら、通所介護につきましては、既存の事業者の中から自立支援を重視したサービス内容となっている事業者を中心に事業委託しまして、また訪問介護につきましては、専門的に訓練を受けた介護従事者による身体介護サービスと、NPO法人等による洗濯、掃除、買い物などの生活支援サービスをしっかり区別して事業を立ち上げまして、3年を目途に必要な人材の数はもちろん、その質の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

幸いにも、専門的に訓練を受けた介護従事者につきましては、別府市には既存の事業者が比較的多くありますので人材確保は可能と考えておりまして、またNPO法人等につきましても、元気な高齢者の社会参加を促す目的から徐々にふやしていく中で、掃除や買い物などの支援を行っていただくなど、市民と協働の観点からの仕組みづくりも進めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） 要支援の方の中には認知症の方もたくさんいらっしゃると思うのです。今、NPOということを言われたのですけれども、NPOを含むということは、もちろんプロの方もたくさんいらっしゃるのでしょうかけれども、ボランティアも可能になるというのが、今度の制度なのです。今と同質のサービスを確保しようと思えば、事業者さんは減収になるということです。そういう仕組みになります。そして、要支援の特に認知症の方たちを、今答弁では、ここの部分は事業者がやって、ここの部分は、洗濯とか掃除とかはNPOがというふうなことを言ったのですけれども、細切れに1人の方の生活をサービスしていくとか支援していくということになると、その方の生活全体をきちんと視野に入れた援助というのができなくなる、そういうことが危惧をされています。やっぱり高齢者の方、特に認知症の方とかというのは、環境が変わったりすることに非常に戸惑い、そのことによって悪化をしていく、状態が悪化をしていくということも心配されているわけです。

それと関連しますけれども、介護従事者の方、介護のスタッフの方々が、今もなかなか長続きせずに離職率が高い。また介護の別の職場に移ったりするケースも多いようですけれども、そういう問題があります。その点で処遇改善交付金が、今は介護報酬に加算をされたわけですけれども、それが介護のスタッフの皆さんの給料にきちんと反映されているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護職員処遇改善加算を行うに当たりましては、年1回県及び市において申請書を提出していただいております。その際にどのように処遇を改善するのか、届け出をいただく中で確認はしておりますが、多くの事業所の場合が本俸ではなく、手当や賞与など一時金に加算されて支給されているというふうに伺っております。

○12番（猿渡久子君） その処遇改善加算というのは、本俸を上げなさいというのが趣旨だと思うのですけれども、やっぱりその安定した雇用というのは、本俸を上げるということが必要だと思うのです。そうでないと、スタッフの方がころころ変わるというのは、やっぱり信頼関係の中でそういう仕事というのは成り立つわけですから、高齢者の方々にとっては非常に不安を招いて、さっき言ったように心身の状況が悪化をし、それがひいては家族の負担がふえることになる、こういう問題ですので、やはり県とも協力してしっかり監督してもらいたい。きちんとスタッフの処遇改善に本当につながるように頑張りたいと思います。

そして、3つ目の問題として、特別養護老人ホームの増設です。これは私たちも前々から一貫して求めてきた問題ですけれども、特養老人ホーム、第6期の計画の中でどうして

も増設が必要だというふうに思いますが、どうでしょうか。その待機者がどのくらいいるのか含めて答弁ください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

平成 25 年、昨年 6 月 1 日現在で県が行った調査によりますと、市内には 297 名の特養入所申し込み者があり、そのうちすぐに入所したい方は 91 名となっております。このように申し込みニーズに比べ、すぐに入所したい方の人数が少ないのは、現在他の介護施設や、今ふえています有料老人ホーム等に入所していたり、あるいは当分の間入所する予定はないが、将来に備え早目に申し込みをしている方などの数が多く含まれているからではないかと推察しております。

また、待機者 297 名のうち要介護 3、4、5 と比較的重度の方は 212 名、そのうち在宅の方は 44 名となっております。これは、3 年前の同じ調査に比べまして 51 名ほど、半数以下に減少しており、したがって、次の第 6 期事業計画ではニーズ調査の内容とこの待機者数を参考に、また特定施設入所者生活介護等のベッド数も考慮しながら、特養の増設が必要かを慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

○12 番（猿渡久子君） 慎重に判断してまいりたいと。必要です、必要と思います、今の数字を見ても。ですから、ぜひ 6 期の計画の中で増設していただきたいということを強く申し上げておきます。

そして、特養ホームの入所要件を要介護 3 以上に重点化するとか、利用者負担、年間所得 160 万円以上、これは年金収入のみの場合は 280 万の収入ということになりますが、以上の方の利用料を 2 割に引き上げとか、こういうこともやられようとしています。そういう中で気になるのが、介護保険料です。2 年前に 4 割も値上げをして、もう本当に苦情や、こんなに上げられたら困るという声が、たくさん市役所にも寄せられました。3 年ごとの改定ですから、また 1 年後に介護保険料の改定の時期が来るのですけれども、私たちは特養ホームをふやしてくれと言いつつ、特養ホームがふえると、また介護保険料が上がるのも困るなという気持ちも正直あるわけですけれども、その辺含めて介護保険料、1 年後にどうなりそうなのか、わかる範囲で答弁願います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護保険料につきましては、第 5 期の平成 24 年度から、今、議員おっしゃるとおり 40% を超える増額改定を行いまして、今年度で 2 年目を経過しようとしております。平成 24 年度決算と今年度 25 年度の決算見込みでは、いずれの収支においても黒字が見込まれておりまして、基金への積み立てもおよそ 1 億 9,300 万円を見込むなど、本市の介護保険財政は近年順調に推移しているというふうに考えております。

したがって、現在の段階では、仮に特養を増設したとしても、平成 27 年度からの第 6 期において介護保険料を大幅に上げることはつながらないと考えております。

また、さらに消費税増税に伴いまして、第 6 期、平成 27 年度からにおきましては、国が負担割合をふやして低所得者の保険料軽減を実施することが示されておりまして、別府市におきましても全体の約 45%、1 万 6,000 名ほどの方がこの軽減措置を受けられる見込みとなっております。

○12 番（猿渡久子君） この今言われた軽減措置は、ありがたいと思うのです。そして、特養ホームを増設したとしても、それほど上がらないだろうということであれば、なおさらのこと特養ホームを増設してもらいたいと思います。

そして、今答弁がありましたけれども、1 億 9,300 万円基金がたまったというのですね、この 2 年間の間に。それは逆を言うと、2 年前にちょっと上げ過ぎたのではないかなということにもなるのですけれども、とにかくそう上げないで済むかなという見通しですので、それは本当にありがたいと思います。

では、次に、今度は医療費の問題です。70歳から74歳の高齢者の医療費が、1割負担から2割負担に上げるということを、これは6年前ですか決めていたのですけれども、国民の上げられたら困るという反対の声が非常に多かったので、これは毎年毎年据え置きをしてきたわけです。ところが、もう遂にこの4月より1割負担から2割に、この4月以降に70歳になられる方、誕生日を迎えられる方が2割になるということなのです。私はこの間誕生日が来て70歳になって1割になったのだけれども、どうなるのかなというような声もありますけれども、もう既に3月までに70歳になられた方は1割のまま行き、4月以降に誕生日を迎える方、70歳になられる方から順次2割負担にということなのです。

今、重度障がい者には医療費助成制度があり、子どもやひとり親家庭にも医療費助成制度があります。昔は国になかったので、地方自治体が老人医療助成ということで次々老人医療費の助成制度をつくっていき、それが国の制度になっていきという経過があったと思うのですけれども、やはり今年金が本当にこんなに引き下げられて生活がやっていけない状況が広がる、いろんな物の値段は上がっている、消費税も上がるという中で、私はやはり地方自治体としてやれることは何かということを考えないといけないと思うのです。年金を引き下げないとか引き上げるとかいうことは、国に頑張って求めていかないといけないとさっきも言ったのですけれども、地方自治体として高齢者の医療費助成をやっている自治体があるのです。京都とか大阪とか、所得制限を設けたりいろんな条件を設けたりしながらやっているところがあります。だから京都府では、町とかでもやはり府の制度を受けて実施しているところがあります。やはりこういうことを今から考えていかないといけない時期だというふうに思うのです。対象をどこまでにするかというような問題も考えつつ、そういうことを考えないといけない。そういう声は本当に切実なのです。ですから、高齢者への医療費助成をつくることができないかということの市の見解を求めたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

議員御指摘の重度身障医療費、また子ども医療等につきましては、それぞれ今障害福祉課、児童家庭課で実施しておりますが、いずれの事業も県の財源充当を受け、市が実施主体となって行っている事業でございます。また、幾つか他の都市で実施されている高齢者医療費助成制度につきましても、県事業に基づくものでありまして、このようなことから別府市が単独で医療費助成制度を実施することは厳しい状況ではないかと判断しております。したがって、本制度の実施につきましては、今後他市等の状況なども注視しながら県への働きかけも行ってまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） そうですね、市だけではなかなか難しく、実施しているところも都道府県の実施制度の中でやっているという状況がありますので、県に向けて働きかけをしていただきたい。私たちも、県に向けて働きかけをしていきたいと思っております。

次に、外出支援の問題ですけれども、別府市の高齢化率は、ことしの1月で30%を超えたということなのです。そういう中で何らかの外出支援が必要だということは、ずっと言われてきているわけです。ワンコインバスがいいのか、それともどういう形がいいのか、何らかの形で必要だとは思っています。

先日からの議論の中でも、例えば東山であれば鳥居のところまで行けば、そこから先はバスがあるから、鳥居のところまで行く手段が必要だということを、私ももう随分前に声を聞いて、この議場でも取り上げたりしてきた経過がありますが、そういうことも考え、検討されていると思うのですけれども、それを早く実施していただきたい。何年間も検討、検討ではなくて、早く実施に踏み切っていただきたいと思うのですけれども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

現在、高齢者の有効な外出支援策を検討するため、移動支援にかかるニーズ調査を第6期計画の中で実施していくようでありまして、また関係機関の協力によりまして、中山間地域での個別調査も行われております。したがって、これらの調査結果と本市の交通体系の特殊性などを踏まえまして、有効な移動支援サービスのあり方に向けた調査・研究を平成26年度の早い段階で行ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、財源につきましても、担当課としましては、効果の少なくなった事業の見直しなどによりまして、一定程度の財源確保はできるものと考えておりますが、地域公共交通会議の設置も含めた中で関係各課との協議も行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） 調査・研究を平成26年度の早い時期にということなのですね。やはりそれを早く進めて、遅くとも来年度、平成27年度には実施に踏み切れるように取り組みを進めていただきたい、急いでいただきたいというふうに思います。

最後にですけれども、これはちょっと市長に見解を求めたいと思うのですけれども、私はこういう介護や高齢者の問題で、いろんな介護に従事されている方々にもお話を伺いました。先日からこの議会でもずっと医療費の削減とか介護予防の重要性、健康づくりの重要性ということがる議論されています。本当にそこは真剣に考えて進めていかなければならない喫緊の課題だと思っています。介護の専門家の方々の意見を聞きますと、別府の高齢者の方々は病院しか行くところがないという方が多いというのです。よそでも、市外でも自分は仕事をしたことがあるけれども、そこでは結構皆さんは楽しみを持っていて、いろんな楽しみで出かけるという機会がいろいろあって、楽しかった、また今度も来たい。だから、そのためにやっぱり健康で出かけられるように自分が介護予防に頑張るとか、健康づくりに心がけるとか、そういう意欲につながっている。しかし、猿渡さん、別府の方々を見ると、健康状態、体の状態は出かけられるような状態にもかかわらず、楽しみのために出かけるという機会が少ない方が多いと言うのです。行くところは病院とかいう方が多くて、そこは非常に他市との違いを実感しているとおっしゃるのです。だから、何かやはり出かける楽しみをつくるということが要るのではないかという御意見をいただきました。

それは、今いろいろと関係課が努力をされていると思うのです。スポーツ健康課から、高齢者福祉課から、保険年金課から、健康づくり推進課から、何課かが一緒になってやっています。それと同時に、そういう取り組みというのは全庁的にやれることではないかと思うのです。例えばいろんな課でイベントをやったりしますし、いろんな取り組みを、さまざまな取り組みをやっていると思うのですけれども、そういうときに高齢者の方々が来る楽しみになるようなものをちょっと工夫するとか、イベントに何かつけ加えるとか、同じことをやるにしてもその辺を工夫次第で随分変わってくるのではないかと思うのです。ですから、その辺の高齢者を含む市民全体ももちろんそうですけれども、やはりそういう出かけてみようと思うような取り組みを全庁的に意識をして取り組んでいくということは重要だと思うのですけれども、それは大分市も今度の予算の中にも反映をされています。報道もされていますけれども、『元気』をキーワードに新たな健康増進策にぎわい事業費も確保」ということで、大分市は今度の当初予算の中にチャレンジウォーキング1,100万円の予算で、中心街をめぐるウォーキングコースへの設定と関連イベント開催などを実施するというので、こういう取り組みは中心市街地の活性化なんかにも、大分市はそっちがメインなのですかね、かかわってくるわけです。いろんな波及効果があると思うのです。ですから、それぞれの各部署がやはりそういうことを意識して取り組むということをぜひ進めていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。



年金受給者の問題から介護保険また従事者、さらには職員待遇改善等々の問題が指摘されました。そういういろんな今厳しい状況の中で頑張っている市民の実態、生活の実態、本当に真摯に受けとめたいと思いますし、今後ともそういう年金受給者の皆さんがしっかりと生活ができるような状況を、市長会の中でしっかり議論をして国のほうに要請していきたい、このように考えております。

今、まちづくりの問題で高齢者の皆さんがイベント等に出ていってみたいくなるような、そういうイベント企画をしたらどうかという提案でございます。今、観光サイドだけではなくて高齢者、さらにはスポーツ健康課等々も含めていろんなサイドから高齢者が元気な体制をどうしてつくっていくのか。これは全庁体制で当然やっていかなくてはいけない問題だと思っております。とりわけ今、高齢者の皆さんが外に出ていただきたい、まちに出ていただきたい。こういう思いをずっと私は持っています。今高齢化率もこの1月で30%を超えました。超高齢化社会を迎えます。高齢者の皆さんが元気で、そして別府に住んでよかった、別府でやっぱり過ごしたい、こう思えるようなまちづくりをしっかり進めていかなくてはいけないというのが私の思いでございますので、今後ともイベントも含めて考えていきたい、このように考えています。

- 12番（猿渡久子君） ぜひいろんな担当課が、自分の課でできることを考えて取り組んでいただければ、いろんな面での効果が上がってくるのではないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

私は、今あちこと温泉めぐりをしていまして、別府八湯温泉道名人に1月に認定をいただいたのですけれども、「おめでとう」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。その中でやはりいろんな地域の温泉に入ると、おばちゃんたちがいろいろおしゃべりを楽しんだりしています。そういう姿というのは、やはり近い距離だけれども、歩いてきて、そこで親しいお友だちといろいろおしゃべりしたり、そういうことというのはとても健康にいいな、心身の健康に地域の温泉が本当に役立っているなということを感じているところです。だから、そういう場がまたいろんなところにふえていくといいかなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。子どもの医療費助成に関してです。

子育て世代の貧困化が、非常に進んでいると思うのです。それは就学援助ですね。就学援助のことで私はこれまでもずっと質問したりしてきましたけれども、今年の9月にこういう答弁があります。平成25年9月9日現在の就学援助の受給児童数について、就学援助を受給している小学生は983人で、割合は18.5%、中学校の生徒は582人、割合は21.7%。そして、これに加えて生活保護を受けている生徒さんがいるでしょう、その割合がわかりますかということで私が質問したのです、このとき。そうしたら、こういうふうに答えています。修学旅行は生活保護を受けている子どもさんも学校教育課のほうから出すので、修学旅行の数でその割合はわかるということで、小学校6年生と中学2年生のことについて答弁しています。それぞれ、小学校6年生が224名で23.5%、中学校2年生で211名で23.5%という答弁があったのです。だから、これはもう本当に年々ふえてきて、私がメモしているのを見ましたら、平成15年の就学援助が、小学校で10.4%、中学校で11.8%だったのです。それがもう2倍近くになっているのです。ですから、こういう数字を見ても非常に子育て世代の貧困化が進んでいるということが深刻だと思うのです。

そこで医療費助成、子どもの医療費助成なのですけれども、この医療費助成制度の充実、私たちは一貫して求めてきました。県下の資料もいただいておりますが、今別府は中学生までの入院が無料で、通院は就学前が無料です。しかし、中学生の通院も無料にしているところ、中学生までですね、小学生、中学生を含めて中学3年生まで通院無料にしているところが、県下で日田市、佐伯市、豊後大野市、姫島村、九重町、玖珠町とあるのです。そ

これは、県の制度は3歳未満でしたかね、県の制度が一番おこなっているのですけれども、それに上乗せをして市独自でやっているところがこれだけあるわけです。別府市も上乗せはしていますけれども、さらに上乗せしているところがたくさんあるわけです。そういうふうに別府市でも、通院についても中学生まで無料にできないか、答弁ください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

子育て世帯への負担軽減を考えると、助成枠の拡大は望ましいと思いますけれども、通院の助成枠を中学生まで拡大した場合、現在未就学児に対して行っております助成額、それと同じ程度の財政負担、さらに発生することが予想されますので、独自助成というのはなかなか難しいのではないかと、このように考えております。

○12番（猿渡久子君） そうですね、これもやはり県に向けての働きかけが大事かなというふうに思いますので、市からも働きかけを強めるし、私たちも頑張っていきたいと思えます。

さっき、ちょっと言い損ねましたけれども、県の制度は、未就学の子どものさんが入院・通院ともに、入院が小学校、中学校というのが、県の制度の対象者というふうになっていますが、それを上乗せして各自治体で頑張っているの、別府市としてもぜひ頑張ってもらいたい、県にも働きかけてもらいたいということです。

それと、障がい者の医療費助成についてです。

子どもの医療費やひとり親家庭の医療費は、立てかえ払いが必要ない現物給付になっています。その分は市町村の上乗せでやっているわけです。しかし、障がい者の方の医療費助成、重度障がい者の医療費助成は、立てかえ払いが必要な償還払い制度ということにまだなっているわけです。これを現物給付にすべきだと思いますけれども、これもやはり県への働きかけが大事です。そして、その現物給付にすることによって国民健康保険の国庫負担金の減額措置というのがあります。これは私、前々から問題にしてきて、私たちも国に向けて働きかけをしているわけですが、国に向けてやはり働きかけをさらに強めるべきだと思いますけれども、その点どうでしょうか。そして、現物給付にすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

別府市重度心身障害者医療費助成制度を、償還払い方式から現物給付方式にすることにつきましては、医療機関等の協力、システム開発が必要、及び国民健康保険の国庫負担金等の減額措置等、財政上の問題がございます。また県の補助を受けており、県下全体を考慮しなければなりませんので、県や市町村との協議が必要でございます。こうしたことから本年度においても14市福祉事務所長会議において、重度心身障害者医療費助成の現物給付化が議題となり、県へ現物給付方式への移行について要望を行っております。

県からの回答では、地方単独医療費助成事業の現物給付化を行うと、国は医療費の増加につながるとして、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行っていることについて、平成26年度政府予算等に関する提言活動並びに九州各県保健医療福祉主管部長会を通じて、地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止を国に要望しているとのことであります。重度心身障害者医療費助成の現物給付化につきましては、引き続き県に要望してまいりたい、そういうふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） 国に向けて一生懸命働きかけているのですよね、地方自治体としても。さっき言ったように、私たち日本共産党の県下の議員などで毎年国に出かけていきます。そのときに毎年、このペナルティーをやめてくれということを求めています。また、これは本来国がやるべきことだと思うのです、現物給付以前に医療費の助成制度というのは。ところが、子どもの医療費、障がい者の医療費助成を含めて国が実施していないから、都道府県と市町村とで2分の1ずつ持って実施をしている。しかも、市民の皆さんの要望

に応じて現物給付にしたら、国がお金を削ってくるという、本来出すべき国民健康保険への交付金などを削ってくるという、本当におかしなことではないですかということで、国の見解を聞いたり、いつもしています。

ずっと、それについては、この減額措置はペナルティーではないとか、撤廃する考えはないというふうに厚労省は回答してきました。本当に何でこんなに話がわからぬのだろうかと思いつつ、毎年粘り強く求めてきましたら、2年ほど前に初めて「中・長期的検討課題としたい」というふうに厚労省が言ったのです。中・長期的に考えるというわけです。でも、初めて撤廃しないと言っていたのを、何とか考えようかと言いつつ出たわけです。だから、中・長期的とか言わずに早く撤廃してくれということをお願いしてきたわけです。やはり国への働きかけを強めていただかないと、このペナルティーでの減額というのが、障がい者医療の場合だと、別府市の場合だと億単位になると思うのです。だから、もうこれを撤廃してもらわないと実質難しいので、ぜひこの働きかけを強めていただきたい。重ねて申し上げます。

しかし、そういう中でも現物給付で実施している都道府県というのはかなりあると思うのですが、その状況はどうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

全国では、平成24年度現在で23都道府県が現物給付化を行っております。

○12番（猿渡久子君） 47都道府県のうち23ですから、ほぼ半数のところは現物給付化をしているというわけです。この4月から施行される「ともに生きる条例」の第14条第3項にありますね、「障害のある人の医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努める」というふうにあります。やはりこの現物給付というのは、むしろ障がい者の方の医療助成に一番必要だと思うのです。わざわざ領収書を持って、いろいろな書類を持って市役所に出向いて手続きしなければ戻ってこないという制度というのは、早く改善すべきだと思うのですけれども、今後どのようにこの制度の充実を進めていくのか、部長のお考えはどうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この制度につきましては、別府市単独でという形になりますと、非常に財源的にも無理がありますので、全県下統一で事業を実施していく必要があるかなというふうに思っています。そのためにも県のほうがこの事業の必要性をさらに理解していただいて、単独で県単位で実施するというふうな判断がないとなかなか難しいので、県に対しても今後そのような要望、また県のほうからも国に対しての要望等を続けていっていただきたいというふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） 私たちも頑張っていきたいと思っております。

では、最後の質問項目に移ります。まちづくり・中心市街地活性化についてということで通告をしております。

その1番目に、近鉄跡地についてということで上げていますが、きのうでしたか、私、珍しく片づけをしていましたら、こういう新聞記事が出てきて、これは2008年12月の記事で、「どうなる旧近鉄跡地の複合マンション計画」ということで、建設計画は2006年に打ち出された、マンション建設計画が2006年に打ち出されたということで、この2008年の時点で「どうなるか」という記事なのですけれども、2006年からどうなるか、どうなるかとずっと言っているのです。もう8年たつわけですかね。この問題は、今年の7月に報道されたように、大分地裁に担保である土地の競売を金融団が申し立てているという、そういう状況にありますので、難しい面もいろいろあるかと思うのですけれども、私としては、これまでも市が確保していくべきだ、市が手に入れるべきだ、それだけの非常に重要な位置にあり、別府市全体にとっても、中心市街地にとっても大変重要な土地だ

から、そういう方向で進めるべきだ、別府市が手に入れば必ず将来に生きるというふう  
に思い、そういう質問も繰り返ししてきたわけです。

そういう中で、可能かどうかという問題はあるのですが、私はいろんな方に御意  
見を聞きますと、「猿渡さん、あそこに温泉文化資料館みたいなものができたらいいね」  
というふうな声もあるのです。別府独特の温泉文化というものがありますし、別府八湯全  
体がわかるようなものが、観光客の方が別府駅におりてきて、その駅の近くにそういう別  
府の全体像がわかるようなものがあったり、別府の温泉の歴史がわかるような年表が見ら  
れたり、そういうものがあるといいなというふうな声もあります。あるいは、また別の方  
は、定住人口をふやすことがやっぱり大事だという御意見もいただいたりしています。そ  
ういう中で、とにかく情報収集をしっかりと、やっぱり市として内部で十分協議をして、  
しっかりとした方針を持って、しっかりと対応していただきたいというふうに思うわけで  
すが、企画部長、こういう面でやはり企画部が果たす役割は大きいと思うのですが、  
企画部長、その点どうでしょうか。答弁ください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

これまでもいろんな御意見とかいただいておりますけれども、この件に関しましては、  
当然市としても最重要拠点という位置づけは、議員と認識は同様であります。ただし、今  
後どういった形にするかというのは、情報収集にまず努めて市のほうも対応を考えていき  
たい、そう思っております。ただし、市のほうとしましても、具体的にその土地をどう  
するかという計画があるわけではありませぬので、基本的には民間のほうの経済活動、こ  
ちらのほうに任せるほうがいいのではないかと現時点では考えております。

○12番（猿渡久子君） 私が前々から言ってきたのは、今あの土地をどう生かすかという基  
本的な考え方が別府市としてないということを言われたのですけれども、腹案としてどう  
いうことに活用したいというふうなものは持つておくべきではないかということ、今ま  
でも繰り返し申し上げてきたのです。

ちょっと、もう少し時間がありますので、ここから先は私の勝手な思いの部分になる  
のですけれども、私、やはりこの別府の温泉の歴史とか、別府の歴史をもっとPRをして  
いったらいいのではないかなというふうに思っているのです。あちこちの温泉を回ってい  
きますと、それぞれのところにそれぞれの歴史があるというのは非常に感じるのです。  
ちょっとした看板みたいなものを設置していただいている、簡単な歴史がわかるような  
ものが読めるようになっていたりもします。そういう中で感じています。

そして、きのう、朝見ウオークにちょっと参加をさせていただいて、朝見の地域を案内  
していただいたりしたのですけれども、そういう中でもいろんな歴史を感じることができ  
ました。

さっき、温泉文化資料館ということをちょっと言ったのですけれども、南小学校の跡地  
の問題でワークショップに参加させていただいたのです。そのときにも、首藤議員もちょっ  
と触られたかと思っておりますけれども、そのとき出たのは、浜脇中学校の跡に温泉文化資料  
館ができたらいいなという声が出されたわけです。そのときは、見立て細工などもそこに  
展示したらいいのではないかというふうなお話もありました。とにかく何らかの形で別府  
のそういう歴史を幅広い方に知っていただく、市民ももっともっと知るといいし、知っ  
ていただくといいのではないかな、観光客の方にも知っていただくといいのではないかな  
というふうな思いがあるのです。

別府史誌を見ますと、「豊後国風土記」の中に、8世紀に地獄の記述が出てくるのです。  
「赤湯の泉」というのが、今の「血の池地獄」だということですし、「玖倍理湯の井」とい  
う地獄も出てきます。きのう、教えてもらったのは、八坂神社は1300年の歴史がある  
ということも教えていただきました。また朝見神社は1196年にできたとか、鎌倉の鶴ヶ岡

八幡宮の分社としてできたのだというふうなことも教えていただいたり、おもしろいなと思ったのは、1550年に大友宗麟が出てくるのです。「二階崩れの変」が起こったときに、大友宗麟が浜脇で入湯していたのだけれども、その変が起きて、急遽府内に帰ったとか、そういう記述も出てきたりします。あるいは江戸時代の「諸国温泉効能鑑」というものに、浜脇温泉が西前頭三枚目、別府温泉は六枚目にランクされたとか、そういう記述も出てきたり、そういういろんな別府の温泉の歴史というものがあるわけです。

ですから、今あちこちで掘削をすれば温泉が出てきますけれども、そういう温泉地とは違う歴史がある温泉地だということの中で、そういう歴史もPRしながら温泉を楽しんでいただくと、より味わい深いものになっていいのではないかなというふうなことも考えています。

きょうは、ちょっと質問項目が、そういう質問項目でもありませんし、答弁は求めませんけれども、今後またそういうことも私も勉強していきながら提案していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

- 11番（国実久夫君） さわやかな朝を迎えました。厳しく質問していきたいと思います。質問通告に従って行きます。

1番に別府市の財政状況について。重要指数の県内都市との比較ということで上げました。

ある朝、新聞を見ますと、平成24年度の決算における経常収支比率が、別府市は95.1%と公表されていました。県内都市平均を見ますと91.2%、大きく上回っております。また全国平均90.7%も上回っております。しかし、この経常収支比率、数ある財政比率の中の一部であります。重要指数についてまだまだたくさんあると思います。県内の他都市と比較してどのような位置づけ、傾向になっているのか御答弁ください。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

平成24年度決算数値で答弁をさせていただきたいと思います。経常収支比率につきましては、今、議員から指摘があったとおりの数値ですが、これは財政構造の弾力性を示すと言われております。本市の場合は、人件費や扶助費が他都市に比べて割合が高いため、県内平均あるいは全国の市町村と比較して高い数値となっております。

一方で、後年度の財政運営に影響がある実質公債費比率は3.2%と、県下で最も低い数値です。県内平均9.1%、全国平均9.2%と比較しても低く、現時点におきましては、地方債償還の負担は小さい状況となっております。

それから、一部事務組合や第三セクターを含めた将来負担比率ですけれども、充当できる基金や将来見込まれる歳入が負債を上回っているためにマイナス15%というふうになっております。ただし、これから更新時期を迎える公共施設の改修費でありますとか、あるいは社会保障費の増加など、予測される財政負担等が含まれていないため、この数値が本市の将来の負担を確実にあらわしているものとは考えておりません。ちなみに県内平均は39.8%、全国平均は60%となっております。

- 11番（国実久夫君） 今、今後防災や減災、社会保障費の増加など確実に発生すると見込まれる財政負担等は含まれておりませんと。当たり前ですよ。全国それは同じ状況なのです。

では、経常収支比率。別府はワーストツーで公表されたのです。では、その経常収支比率、何かといいますと、人件費や扶助費やら公債費比率の負担割合を平均で示している。しかし、これも表向きなのです。「表向き」と言ったら失礼ですけれども、正しい公表なのですけれども、探れば第三セクターの負債、公債費、借金ですよ。その返済の繰り延べ、先延ばし。そうすれば経常収支比率はよくなるのです。ということは、私は、別府は第三セクターもないし、赤字もないし、ましてや水道局の財政を加えたらもっともっ

とすばらしいのです。その1つを見て新聞社に文句を言ってもしょうがないのですけれども、財政全般をやっぱり公表しないと、何か別府が悪い、悪い、悪い。今にも潰れるようなことを言われる。そんなことはないのですよ。「木を見て森を見ず」ということわざがあるのです。1つの木はやっぱり枯れたり腐ったり、よくないかもしれない。しかし、森全体を見れば青々してきれいなのです。別府の状況は、決して悪くない。団塊世代の退職金も何とかクリアできて、よかったなと思っております。

では、2番目の、全国類似団体都市との比較についてどのようにになっているか、御答弁ください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

人口と産業構造で分類される類似団体の平成24年度決算は、総務省から8月に公表されますので、平成23年度決算での比較になりますが、経常収支比率は類似団体の平均が89.9%であるのに対し、平成23年度ですけれども、本市は92.9%と、やはり3ポイント上回っています。扶助費と人件費が平均を上回っている状況です。

また、財政運営の自主性をあらわす財政力指数は、類似団体の平均が0.77なのに対し本市は0.59と低く、自主財源の増収が課題となっています。ただし、県内では大分市に継いで高い数値となっています。

最後に実質公債費比率ですけれども、類似団体の9.3%に対し本市は3.2%、将来負担比率についても、類似団体の55.5%に対し本市はマイナス4.8%と良好な数値となっています。

○11番（国実久夫君） 私なりに全国、東京23区はのけておりますけれども、市の789市、人口10万から15万以内、類似都市104市、ランキングを調べてみました。ちょっと公表させていただきます。実質収支比率1.9%で、789市の中で95位であります。類似団体104市で12位。では、自主財源比率40.45%、これは余りよくないのです、787位、104都市の中の104位。人件費比率20.23%、全国684位、104市の中でも89位。投資的経費比率7.14%、全国627位、104市の中で90位。先ほど言った経常収支比率95.1%は675位、104市の類似団体89位。ここまで確かに数字的によくありません。次の公債費負担比率10.7%は全国で97位、104市で17位。財政力指数0.564は445位です。104都市で80位。

では、積立金、基金が標準財政規模に占める割合はどうかということで44.49%、297位です。類似都市で26位。借金、地方債現在高がその標準財政規模に占める割合133.3%で144位です。類似都市で29位。実質公債費比率3.2%で53位です。104市の類似都市で14位。最後に、先ほど課長が述べられた将来負担比率はマイナスであります。789市の中でマイナスというのは100市ぐらいしかないのです。

私はこういうのを比較しまして、県内ではやはり第2の都市、総合力でトップであると認識しております。ただし、全国で東京が交付団体になっていないように、やはり大分市は財政規模が余りよくないのですけれども、県都、自主財源の規模が全然違います。そういうことを比較すると、別府のほうが一概にいいとは言えませんが、そういうランクにおるということを調べてわかりましたので、報告いたします。

以上で財政問題は終わりました、次に旧南小学校跡地の利用です。

あらゆる議員さんから南小の跡地利用について心配していただきまして、ありがたく思っております。以前にも、9月だったですか、議会で言ったのですけれども、都市計画道路の公聴会があったのですけれども、何か市民の関心の薄さにちょっとがっかりしたのですけれども、公聴人と話し合いまして、昭和27年に計画された道路を何とか解除して、やはり、通称旧国道ですよ、あそこに持っていったほうがいいのではないかという公聴会をしてもらいました。その公聴会の意思是尊重されるのかどうか、なかなか前に進まな

いものですから、議場に上げました。この都市計画道路の進捗状況を教えてください。

○都市政策課長（生野浩祥君） お答えいたします。

今、議員が言われました都市計画道路の東蓮田秋葉線でございますが、言われるとおり旧南小学校跡地の西側に計画されております。今後、県道別府挾間線の完成に伴う自動車交通の増加や国道10号を補完する市街地の道路ネットワーク形成を含めまして、大変重要なことと考えております。将来的に最も望ましい道路整備のあり方について、幅員の検討や都市計画道路の変更も含め、来年度検討業務を実施することといたしております。

○11番（国実久夫君） 具体的に計画道路、教えてください。西側を通るということは、その前に挾間線、いつも見えていますと、鉄道の高架、上を橋桁が通りました。あとはトンネルとどうつながるのかな、もう少しだなと感じながらいつも見えています。もう完成が間近いのです、平成27年、あともう2年。開通するのです。それから考えては遅い。その計画で行きますと、朝見川に橋桁をかけるのですか、16メートルの幅員と聞いているのですけれども、その工事も大変でしょう。またこれで日ごろ歩いてみますと、幅員16メートルを予定しますと、左右民家がたくさんあります。旧国道を見ますと、学校側はもうバックしております。この道路を生かさなくていいのかな。立ち退きというのは大変なのです。秋葉通り線、20年近くかかりました。西野口、幸通りとの接続。警察署が6月にオープンします。あれが発表されたときに、西野口も早いな、そう思ったのですけれども、なかなか進みません。立ち退きというのは、簡単なようで、簡単ではないのです。大変な作業が要ります。一日も早く県と協議して、早く決めないと次の作業が進まない。

次の南小跡地の活用についても関連してくるのですけれども、市長と雑談の中で、あそこに道の駅が可能な、不可能かなという話から調べてみました。国道・県道沿いは何百カ所か公認というやつであるのです。市道、幹線道路と外れたところというのはまだないのでけれども、絶対だめだということにはなっていない。何がいいかというのは、今からコンサルティングを上げて地域の人の要望を聞くという回答なのですけれども、道路が決まらなくてコンサルティングというのはあり得ないのです。だから売るにしても、私は売ってはいけないと思うのですけれども、売るにしても、道路がどっちにつくつかつかないともわからなくて時価の評価というのは雲泥の差なのです。少しのんびりしているような気がしてなりません。

ですから、今言いましたように、もう何年もなるのです、空いて。空いて何年もなるのですけれども、今言ったようにコンサルトをかけようとしています。売却も視野に入っていると聞いております。何がいいか今から検討するのだと、それも聞いております。ですけれども、何度も言うように道路をどっちにやるのか早く決めて、それからどうするかをやらないといけない。それにはもう少し待ちましょう。待ちます。道路を早く、計画道路を早く決定してほしい。それが、私たち南地区の要望であります。

部長、何かありましたら、一言。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員御指摘のように南小学校の跡地につきましては、やはり道路計画、それがやっぱり最優先と考えております。山家のほうに今都市計画街路、計画決定しています。その都市計画街路を事業認可をとって進めていくのか、それか、今度は海側のほうの南小学校の跡地の前の道路のほうを整備していくのか、それについて。それ以外に第3の方法なりを来年度26年度にコンサルに委託して、どのルートがいいのか、最善のルートでどういうふうな手法で事業を進めていったらいいのか、コンサルに委託して、そここのところの結論を出そうと考えております。そして、それに合わせて県のほうとも協議してどういうふうな方法がいいのか、そここのところも十分協議して早急に、早い時期に地元のワークショップをひくくめて話をして結論を出そうと思っております。

○ 11 番（国実久夫君） 部長、苦しい答弁ですね。市長にもお願いしたいのですが、南は高齢化で人口も減っております。両郡橋を歩きますと、市営住宅が 1 人 2 人入っている程度の市営住宅、解体が進みつつある市営住宅、どんどん市営住宅が南から消えていこうとしています。西別府団地にはすばらしい A 棟、B 棟、C 棟を建ち上げました。市が、執行部が協力してくれないと、なかなか南部も発展しません。旧南小に南部振興のために施設なり、西日本一の高層住宅・市営住宅、人口増につながる施策をお願いして、次に移りたいと思います。

ゆめタウンについて。

オープン以来 6 年が経過しております。店長がかわりまして、6 年で 5 人目の店長であります。まだお会いして話はしていないのですが、近況がわかれば教えてください。

○ 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

現在リニューアルをやっておりまして、ちょうど 6 年で賃貸契約で皆さん、店舗のほうで交代、契約を再契約ということで、リニューアルをかなりやっているということをお聞きしております。

それと、3 月には一応グランドオープンということで、リニューアルオープンをするということをお聞きしております。

○ 11 番（国実久夫君） 市内の従業員数、市内の業者、どのような状況ですか。

○ 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

ゆめタウン別府店は、先ほど言いましたようにリニューアルを行っておりますが、出店業者と従業員雇用状況は、3 月中までのリニューアル後の予定数で報告いたします。また対比対象は、平成 24 年 3 月末の対比でございますが、まず出店業者が、90 店舗が 93 店舗に、3 店舗増加いたしました。その中で市内業者は 3 店舗で、変更はございません。

次に、従業員の雇用状況ですが、1,229 人が 1,152 人に、77 名が減少いたしました。内訳といたしましては、直営の雇用では 242 名が 217 名に、25 名の減少でございます。テナント雇用では 987 名が 935 名、52 名の減少となっております。

なお、直営雇用のうち市内居住者は、204 名が 180 名に、24 名の減少となっております。ただ、テナント雇用の市内居住者というのは、ちょっとなかなか把握できないということで、今のところ把握しておりません。

○ 11 番（国実久夫君） それなりに雇用は厳しい中、確保できていると思っております。

3 番目の公約の実現性について。

ゆめタウンを語るときに、ゆめタウンというのは一部上場企業で立派な企業であります。しかし、皆さんも御存じのようにいろいろありまして、1 年白紙状態。やっと立ち上げて、次は 2 期工事かなと思ったやさきにリーマンショック。しかし、協定書の重み、市長の熱意で会長、社長が当時の開発専務を呼び戻して、何とか開発しないといけない。さあ、専務も張り切って目標に向かって、目的に向かって進もうとしたやさき、大分の JR 駅、シネコン、商業施設、ホテル、温泉施設までやりたい。さあ、別府のために投資する意欲があっても取締役会、株主総会の「ちょっと待て」。民間の企業は、倒産覚悟の投資なんかあり得ません。残念ですが、現況がこういう状況です。なかなかタイミングがうまく一致しない。

市長は、それでも協定書に向かって話し続けていただけたらと思っておりますけれども、先ほど私が述べたように、なかなか厳しいのではないかと私なりに感じたことを報告して、次の空き地・空き家対策に移らせていただきます。

私は、空き家対策の条例、早くつくって何とか市側、執行部側、別府市の意欲、進めたいと思って待っていたのですが、ある時、ある時って昨年ですが、臨時国会において空き家対策特別措置法が、議員立法により提出されると報道がありました。それ



で国が、国家が上位ですから、注視して待っていたのですけれども、何も情報が出てきません。これまで空き家対策については、私も含め多くの議員がこれまで質疑を行っています。その当時の部長の答弁で、多くの空き家が広域に存在し、中には市民の安全・安心の生活を脅かすような老朽家屋もある。特に旧市街地である南地区においては20軒以上も老朽空き家がある。この調査、聞いております。市としてどのように対策、対応、展望があるのか、御答弁ください。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

昨年5月に自治委員会の皆様から情報提供をいただきましたことにつき、建築指導課で業務委託をしております。ことしの2月末で業務委託は完了いたしましたので、その委託の結果の数字だけ御報告申し上げます。

総数が1,278軒、これが何らかの理由で空き家と認定されました。そして、この中を4ランクに分けてその仕分けを行い、何らかの対策が必要ということでカウントされました老朽空き家につきましては、173軒を把握しております。

○11番（国実久夫君） この老朽家屋の173軒、危険、危ないということです。市は、これをどうするつもりですか。御答弁ください。

○企画部長（大野光章君） 老朽家屋の問題については、他の議員さんからも御指摘をずっといただいて、市のほうとしても、まず昨年調査ということで、全国的に調査をスタートしております。これにつきましては、2つありまして、まず1点、今、議員さんが言われる分とは別に老朽家屋の利活用、こちらのほうで将来に向けたこの老朽家屋、そういった数を減らしていこうという方向が1つと、それから今言われているように危険家屋、要は利活用がもう困難であって、災害時にそれが災害のもとになる危険な家屋、こういったものがあるかと思えます。その分につきましては、これまでも関係課で協力してそれぞれの所有者、所有者がわかる場合はそちらにお願いして、数軒ではありますけれども、着実に解消、解体等をしていただいております。ただし、その数は年々数軒ということで、一気に全てが片づくという状況ではありません。

それでは、先ほどお話にありました特別措置法、こちらのほうが前回の臨時国会で提案されませんでした。今期の定例会、こちらのほうでまず提案されて法案可決の可能性が出ております。こちらのほうには第三者を入れる中で、老朽家屋の対応について審議をする項目とか裏づけで、市が行政代執行できる裏づけとなる手順なり、そういったものが定められるようになっております。この辺が法整備ができましたら、市のほうがそれに合わせた条例化によってかなりの数、いずれにしても全ての建物は対応が不可能な部分で出てこようかと思えますが、かなりの部分で市の対応が法的な裏づけのもと可能になってこようかと思えます。その点ではいつまでも待つということではないのですけれども、当面その状況を見ていきたいと思っております。

○11番（国実久夫君） この条例ができて市は、県内で6件もあります。実施要綱ができて市も1件あります。読んでみますと、最後の壁、所有権ですね、民法で保障されている所有権がやっぱり壁で、なかなか思うようには行っていません。でも、やはり条例をつくってよかったという状況にはなっております。

私が、部長と話し合って老朽家屋、価値観がない家屋が建っていても、民法上地上権というのがありまして、更地より固定資産税は軽減されているのです。やはり何か工夫して対応しないと、それは危険家屋にテントを張ってくれたり一生懸命にはやってくれております。ごみがたまっておれば環境課に電話したら排除してくれております。でも、イタチごっこなのです。ましてや先日の大きな地震、壊れているのではないかなといつも通って見るのですけれども、傾いているけれども倒れていない。しかし、毎日あそこを通って、雨の日なんかはちょっと怖いのです。その怖い場所は、永石通りの市の温泉の2軒下なの

です。通るたび怖い。やっぱりストレスなのです。市が清掃に行かないといけない、網をかけに行かないといけない、苦情もいっぱい来るでしょう。コストはどんどん下がっても建物の価値ゼロで固定資産税ゼロ、土地の軽減もあり、何かそう部長と話していたら、くしくも次の日の金曜日、全国紙なのですけれども、大きく「老朽空き家対策追いつかず坂のまち長崎が試行錯誤」と新聞にありました。

若干紹介させていただきますけれども、「放置され危険な空き家を減らすため、長崎市が試行錯誤を続けている。家と土地を寄附してもらい、駐輪場や公園にする事業を平成18年に全国に先駆けて始めたが、成功例は39件」、ここで「とどまる」となっているのですけれども、私は39件でも立派だと思います。また、長崎市は最高50万円の撤去補助金も平成23年から用意している。使われた件数は約40件。地方の空き家問題に詳しい京都府立大の鈴木健二准教授は、「放置されると災害時の倒壊などで地域の安全が脅かされる。しかし、現状では費用を負担してまで解体するより、放置したままのほうが固定資産税の負担が軽い。空き家の管理を促すような税制の見直しが必要ではないか」、最後に締めくくっているのです。

やはり一日も早く条例をつくって、何とかこの空き家対策を別府市からなくそうという意欲を示していただきたい。示そうではないですか。部長、何かありましたら、一言お願いします。

○企画部長（大野光章君） 条例につきましては、これまでも市の内部でいろいろ検討はしております。ただし、各市町村ともその条例の実際の執行に当たって行き詰まっているところがある。よりよいものをつくるためには、国の動向をちょっと探っているところでもありますので、いましばらくというか、もうかなり待っていただいて大変申しわけないのですけれども、十分に研究を進めて、ある時点では市単独でも再度条例のほうを検討しなくてはいけない時期が来ると思いますので、御了解いただきたいと思います。

○11番（国実久夫君） 部長、前向きな答弁をありがとうございます。

昨年の4月に陸上競技協会の会長を要請されて会長に就任するときに話がありまして、「実は野口原の陸上競技場は以前公認だったけれども、もう何十年も公認から外れて県体も開かれないのです。県体は順番でやってくる。そのときに大分市営陸上競技場を借りてやるのです」。それを聞いて、知らないことがあるのだな、不思議に思った感情があります。副会長が、「別府市に公認陸上競技場をつくる会の軌跡」というのをつくってくれました。少し読ませていただきます。

「平成20年10月、玖珠町に公認の陸上競技場ができたとのニュースを耳にして、我が別府市にもぜひお願いしてほしいという声が、陸上関係者の間で大きくなった。11月に別府市陸上競技協会の理事会で、署名運動をして強く市長に請願することが決まった。12月、署名用紙の作成のため臨時理事会が開かれ、修正後に原案が完成。平成25年1月から4月、署名活動。小・中・高の陸上関係者、陸上競技者協会、マラソンクラブ、陸上教室保護者などの協力を得て約3,500人の署名を得る。平成25年5月1日、市長に陳情。市長室にて12名。浜田市長から、『このような現状であることは正直知らなかった。市としては、できるだけ早急に対処したい。そのために準備委員会を設置して進めていくよう、平野課長に指示したい』」。

その後どのようにになっているのか、平野課長に答弁をお願いします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

先ほど議員さんからあったように、随分たっているというお話ですが、昭和55年に第3種公認の陸上競技場として開設しましたが、その後、維持管理等の課題がありまして、確かに県の大会レベルの大会が開催されずに、あるいはそこで走る陸上関係者、子どもの記録が公認されずといった状況が続いてまいりました。

今言われたように、市長さんの部屋に約3,500の署名とともに陳情がございました。トラックの摩耗劣化を初めとして公認の陸上競技場にふさわしい設備にしてほしい。確かに現状としましては、投てきとか跳躍をする競技の部分、インフィールドスペースの部分も整備ができておりませんし、先ほど言ったように摩耗劣化した部分が特にトラックでございます。それを受けまして、教育委員会で何度か検討委員会を持ちましたが、なかなか整理することと公認申請することのセットが、うまくかみ合って検討ができず、スピーディーに進行ができていない現状があります。認識としましては、早急な整備が必要だと考えております。

- 11番（国実久夫君）その後、陸協の三役で寺岡教育長にお会いして、なかなか進まない状況を何とかしてほしいと要請しました。また、先般の議会でも森山議員が、トラック競技場、補修を早くしてくださいと要望していただきました。

先ほどの都市計画の道路と一緒なのです。早く公認をもらうように進めるのか、早く補修を進めるのか、方針が決まらなると手つかずになるのです。それはそうです、補修をして、では公認3種をもらいましょうと言え、あらゆる修正箇所がまた出てしまう。そうでしょう。やはり市の方針、スポーツ観光を標榜する市なのですから、県体ができない、公認申請ができない、それでは私はおかしいと思うのです。

私はこの席で、政治は難しい、本当に難しいと思うのです。公認申請すれば一般の方の入場自体、使用料値上げ、もろもろの費用、本当、先ほどの財政ではないけれども、山ほどあれば、ああ、いいですよ、いいですよでできるけれども、そうは行かないでしょう。しかし、方針を早く決める手続なり話し合いなりは進まない、と、どんどん日はたちます。

教育長、何とか陸上関係者の熱意に答えてほしいです。一言ありましたら、お願いします。

- 教育長（寺岡悌二君）お答えをいたします。

野口原の競技場は、市民の皆様の大切な競技場でございますし、またスポーツ観光施設の1つでございます。また、昨年に関係者の皆様から施設の整備につきましては、第3種公認に関しての要望書ももらっているところでございます。

今後は、関係課と協議しながら前向きに検討しなければいけない課題だというふうにとめておりますので、どうか御了解をお願いいたします。

- 11番（国実久夫君）課長、大変でしょうけれども、1歩でも2歩でも前進してください。補助金、調査してみてください。あるかもしれません。単費でやらなくても済むかもしれません。1歩前進するようにお願いして、最後の項目に移ります。

ケーブルを見ていましたら、一気登山の実行委員長さんが、「全国で信号機がない一気登山は別府だけです」。その発言を聞きまして、私、恥ずかしながら参加したことがないものですから、観光協会に行きまして、ルートももらって自分なりに歩いてみました。確かに境川、登って行って左右の渡り石がきちんと置かれたり、何かうまく工夫されているのです。

ついでと言ってはなんですが、板地川も歩いてみました。板地川も木造の渡り橋、石が何か所か整備されている。

朝見川におりようとしたら、なかなか階段がないのです。そして、打ち合わせで朝見川は散歩してはいけないとか、尋ねると、2級河川で県が管理で、基本的に歩いてはいけない。恥ずかしながら歩いて、歩けるところがあるのですけれども、歩いて、入ってはいけないところに入ったのだなど、反省しております。それぞれ河川というのは、確かに1級河川、2級河川、県の管理、市の管理あるのでしょうかけれども、参考に春木川も歩いたら歩けるところはあるのです。それで、どうしてこの朝見川が活用できていないのか、具体的に教えてください。

- 道路河川課長（岩田 弘君）お答えいたします。

朝見川に散歩道としての遊歩道がどうしてもできないのかということにお答えいたします。

近年、ゲリラ豪雨や異常気象による災害が多く発生いたしております。防災面や安全面が重視されており、散策などやすらぎ空間を確保する河川整備事業が少なくなっているのが現状でございます。また、平成17年に水防法の改正が行われ、平成20年には大分県が朝見川を水防警報を行う河川として指定しており、別府市においても洪水ハザードマップを策定いたしております。特に河内川合流点から海岸までの区間を水防上注意を要する水防区域と定め、浸水や決壊、氾濫等に警戒をし巡視する区間となっております。したがって、別府土木事務所では朝見川を防災面を重視した河川と位置づけており、遊歩道などの環境整備は、現在のところ難しいという見解であります。

- 11番（国実久夫君） 県に聞いたら、整備は難しい。地域住民としては、だめなものは無理は言えません。でも、あの川を歩く、せせらぎを聞きながら歩くというのは、健康増進に必要ではないかと思っております。（「そこをしゃんと言わなければ」と呼ぶ者あり）会派長から、国実議員はちょっと優し過ぎると指摘されたのですけれども、精いっぱい要望も要求もしました。南部のために、部長、頑張ってください。私も頑張ります。

- 議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

- 副議長（荒金卓雄君） 再開いたします。

- 15番（平野文活君） それでは、質問いたしますが、質問通告の1の中の（1）、（2）を逆転して、代替教員の確保のほうから質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

平成25年度の教員のメンタルヘルス、いわゆる心の病にかかる病気の休職者数は何人でしょうか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

教職員につきましては、10名でございます。

- 15番（平野文活君） 教諭については10人ということでございますが、あらかじめ資料をいただいております、それについて詳しく見させていただきました。そうしますと、そのうちの3人は前年度から休職をされている方ということでございまして、4月の年度当初から代替の教員が配置されておりました。しかし、残りの7人のうちの3人は、配置がありません。そして残りの4人は、配置されたけれども、配置までの期間が70日から、短い方で70日、長い方は189日かかった。つまり2カ月半から6カ月以上長期の休みに入ってしまった代替の教員の配置ができなかった、こういう状況になっておりますが、間違いありませんか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

間違いありません。

- 15番（平野文活君） その配置なしという3人の方の中の2人は、制度上配置はできないという職種ということでございましたが、しかしながら、よく聞いてみると、習熟度別指導教員ということで、学力向上支援教員として配置された、こういう職種の人は、病気になっても代替の配置はできないというような制度になっているそうでございますが、せっかく学力向上のためにそういう配置をしながら、実質機能しなかったという状況です。つまりこの方は6月に病休になってそのまま休んで、夏休みに、子どもがいない夏休みに一時復帰した。しかし、2学期が始まってすぐまた病気休暇に入り、3学期の末まで病気休職のまま、こういう状況でございますので、せっかくのこの配置、学力向上支援のための教員が機能しなかった、こういう状況があるわけでございます。

こうして長期の休職になって代替の教員が配置できないという間、学校ではどういふ対応をしているのでしょうか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

小学校では、学級担任が病気休暇になった場合は、各学校に配置されています加配教員が代替をいたします。例えば標準学級 13 学級規模の学校では、およそ 2 名から 5 名程度の加配教員がいます。通常教務主任や音楽、理科の専科教員をしている者ですが、それらの教員が代替をします。その間、代替をする教員が本来担当している音楽や理科の授業は、それぞれの学級担任により実施するようになります。中学校では、休職者と同じ教科の教員が授業時数をふやして補うようにしております。

○15 番（平野文活君） これまた、せつかくの加配の、つまり音楽や理科や、あるいは体育とかいふのもあるそうですが、そういう専門性を生かした加配の教員が、クラスを担当しなければならなくなる。そうすると、加配の教員が行うべき授業をその他のクラスの担任の教員が行わなければならないというようなことですね。教務主任がクラスを担当するとなれば、教務主任の仕事ができなくなるというか、できにくくなる。こういう形で代替の配置ができないがために、その他の教員の負担が本来業務以上にふえる、こういう状況の中で 3 カ月も、あるいは長い方は 6 カ月以上というような、そういう状況が続くということでございます。これほど病休代替の代替教員の配置ができない、その原因というのは何でしょう。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

教員が病気休暇を取っても、1 カ月以内では代替教員はつきません。医師の診断書で 1 カ月以上になって初めて措置されます。まずそのことが前提になりますが、次に配置ができない主な理由は、代替をする教員がいないということです。それでも年度当初の場合は比較的教員を志望する者がいるので配置しやすいのですが、年度途中の場合は志願者リストも少なく、人探しに苦慮します。

次に、病気休暇の代替教員の給料などの問題です。病気休暇の代替教員の場合は日額 7,720 円です。定員内の臨時講師は、例えば大学新卒の場合、給与が 19 万 9,700 円あり、諸手当も正規教員と同じようにつきます。また、支給割合が下がるもののボーナスの支給もあります。このように待遇の差があるために、人を見つけても相手側から辞退される場合もあります。さらに、病気休暇の代替臨時講師は、病気休暇中のみの代替のため、定員内臨時講師や育休・産休などの代替教員に比べまして雇用期間が短く、かつ定まりにくいということで敬遠されることになっております。

以上のような理由でございます。

○15 番（平野文活君） 同じ臨時の教員であっても、定員内臨時講師あるいは産休や育休の代替の臨時講師と比べて、待遇面で随分悪いということでございます。定員内の臨時講師は、先ほど言いましたように約 20 万円の給料をもらい、手当やボーナスも正規と同じような形で出る。しかし、病休代替の臨時講師は日額制で 7,720 円。20 日ぐらい出たとしても 15 万ちょっとしか収入がない。こういうことでございますし、いつ声がかかるかわからないわけで、また声がかかって臨時講師になったとしても、病休に入った方が復帰すれば、もうその時点で職はなくなるというようなことで、そういう臨時の形ですから、誰もが生活しなければならぬわけですから、じつとそういう声がかかって、いつでもやめていいですよというような人が、そんなにたくさんおるはずはないのです。ですから、人探しを一生懸命して見つからないというのは、これは当然のことではないかなというふうに思います。そういう待遇面で課題があつて見つからないというのであれば、この待遇面の改善というものをしたらどうかというふうに思うのですが、それはできないでしょうか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

臨時教職員も県費負担教職員となるために、これは県の採用になります。例えばそれを市で負担するようなことになれば、県と市と両方の採用ということになりますので、それは制度的には無理ではないかなというふうに判断しております。

- 15番（平野文活君）市で直接雇う、何人かをプールしてそうした緊急事態に対応できるようにしておくとか、あるいは県の待遇の悪い日額制に上乘せして市が給与の補填をするというふうなことについてお尋ねしたのですが、制度上できないというふうなことでございます。しかし、これはやっぱり知恵を絞る必要があると思うのですが、市単独ではなかなかできないのであれば、やはり国や県に強くこの改善方を求める必要があるというふうに思います。

そこで、このメンタルヘルスの病気休職というのが、なぜこんなに多くなるのかについてお伺いをしたいわけでございます。1カ月以上の病休者が、平成21年度から25年度の5年間に68人という資料をいただきました。また、その68人のうち43人は、その期間中に新たに病気が発生をした、そういう方だということです。非常に多いなというふうに思うわけでございますが、このメンタルヘルス、心の病で休まざるを得ないような教員が、これだけ毎年毎年多く生まれるというのは、どういう背景なり理由があるのか、どう把握をされておりますか。

- 学校教育課長（古田和喜君）お答えします。

一般の12月議会でもお答えしましたが、病気休暇に至る原因は、さまざまなものが考えられます。個人的な悩み、介護など家庭の悩み、職場の人間関係のつまずき、また保護者の過度の要求や期待、生徒指導上の諸問題など、指導の困難さなどの悩みがあります。さらに事務量の増大などによる超過勤務や業務の多忙化などからストレスを抱え、メンタルダウンになる教職員もいます。

今回、病気に悩まされている教員にお話しする機会がありましたが、その理由は1つではなく、いろいろな理由が複合的にあるようでした。

- 15番（平野文活君）それにしても、もうずっと何十年も昔からこういう状態ではないわけですか。だんだんふえてきたわけですから、やっぱり教育、学校を取り巻くさまざまな環境の変化というものが、こうした現象を生み出しているというふうに捉える必要があるというふうに思います。これは別府市だけの問題ではない、また学校だけでどうにもなる問題でもない、そういう側面が非常に多いわけでございますが、日本の教育や学校が陥っているそういう問題点について、国連の子どもの権利条約についての勧告が、たびたび出されております。そういう状況をどう把握されておりますでしょうか、わかれば教えてください。

- 学校教育課長（古田和喜君）お答えします。

国連子ども権利委員会から日本政府への勧告が、過去3度ほど行われているというふうに認識しております。その主な内容としましては、教育制度が、日本は高度に競争主義化している。そのことによりいじめ、精神的障がい、不登校、登校拒否、中退及び自殺につながっているのではないかなというふうなことから勧告を受けております。

- 15番（平野文活君）私もその資料を見させていただきましたが、過去3回にわたって勧告を受けているようでございます。例えば、高度に競争的な教育制度というものがあって、その結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達障がいにもさらされているというような文言もありました。あるいは、教育制度の過度に競争的な性格が、子どもの肉体的及び精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げている。発達の障がいになっているというふうな文言。さらには、先ほど課長が言われたような就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障がい、不登校、登校拒否、中退及び自殺に寄与し得ることを懸念すると、教育制度がこういうことに寄

与することを懸念するというようなことを国連が再三にわたって言わなければならない。ちょっとこれはやっぱり異常な指摘であります。これは全く筋違いな指摘なのか、いや、こういうことについて真剣に考えないといけないという指摘なのか。これは国が考えればいいというような問題ではない。やっぱり現場でも市でも考えなければならぬというふうに思います。

私は別の資料を見て、これまた驚いたのですが、OECDの調査で15歳、中学3年生ですか、15歳のアンケートで「孤独感を持っている」「寂しいと思っている」かどうかというのを尋ねて、日本は29.8%が「寂しい」と答えた。OECDは三十何カ国かあるのですか、その平均が7.4%ということでありまして、国連はこの理由について、日本の子どもたちにとって教師や親との人間的関係が荒廃しているというようなことを第1に上げているようであります。中学3年生、実は本当に希望に燃える年ごろだと思うのですが、そういう子どもたちが孤独感を持っているというようなことは、本当に異常なことだなどというふうに思うわけでありまして。別府市でこういうふうな調査をしたことはあるのかないのかわかりませんが、そんな資料が出ております。

そこで、今、別府市で子どもの状態がどういう状態に置かれているのか、幾つか資料を示していただきたいのですが、いわゆるLDと言われる、学習障がいと言われる子どもたちが、小・中それぞれ何人ぐらいおられるのか。ADHD、注意欠陥多動性障がいと言われるようなお子さんは、小・中どれぐらいおられるのか御答弁いただきたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

別府市児童・生徒のLD、ADHDなどの発達障がいのある児童・生徒の数は、診断のはっきり出ているものと、教師の目から見てその傾向にある、見て取れるものを含めた数で大まかな数字でございまして、LDについては、小学生で227名、中学生88名、ADHDについては、小学生181名、中学生36名。およそ全小・中学生の6.59%でございまして。なお、平成24年度の調査でございまして。

○15番（平野 文活君） 合計で532人、全生徒の6.59%という方が、こうした、これは軽度の障がいということになるのでしょうかけれども、そういう状況に置かれているということですね。

いじめについてもどういう状況なのか、お知らせ願いたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

いじめについては、平成25年11月の調査でございまして、小学校で255件、中学校で46件でございまして。

○15番（平野文活君） これについても今の数字も含む数年間の資料をいただきましたが、小学校で年300件から500件、いじめという懸案が起こる。中学校で100件から150件というような統計が出ております。もちろんこれは軽いものから深刻なものまであるわけですが、この間も何かどこかの学校で、いじめ問題で父母会をやって会議がおくれたというようなお話を聞きましたが、しょっちゅうこういう問題に対応しなければならないわけですね、学校は。こういう問題は慎重に対応しなければなりませんので、そういう状況が各学校ごとに年間20件から30件起こる、月に並べれば1件か2件か3件か、そういうふうなことになるわけですが。

さらに、不登校の状況でございまして、これについても調査結果があればお知らせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

不登校児童・生徒の数は、平成24年度の結果でございまして、小学生で11名、中学生で82名でございまして。

○15番（平野文活君） 30日以上、学校に行けないという子どもたちですね。これが平

成 24 年度は先ほどの数字であります、大体これも数年間の資料をいただきましたが、毎年小学校で 10 人から 20 人、中学校で 70 人から 100 人という、中学校の数字が非常に多いというのを改めて私はこの資料をいただいて驚きました。100 人近い子どもたちが不登校になっているという中学校の現状というのは、これはちょっと異常事態だというふうに思います。つまり軽度の発達障がい、学習障がい、多動性障がいだとか、頻繁に起こるいろんなレベルのいじめ案件に対する対応、さらにはこうした長期に子どもたちが学校に来られない状態が生まれるなど、これは私たちが子どもころからこういう状態があったわけではありません。本当に社会の変化の中でこうした事態になってきているわけで、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきているということ、我々の年代は本当に自覚しなければならぬのではないかというふうに改めて思ったわけです。いわばこうした数字にあらわれておりますが、一人一人の子どもたちの悲鳴として受けとめなければならぬし、こうした背景にはさまざまな社会問題があるわけで、学校だけでは、市だけでは解決できない問題があると思います。

しかしながら、現場では学校の教員がこうした状況の変化に日々対応しなければならぬという、現場では、これは国も問題とか、これは時代の問題だと言って、子どもたちを放置するわけにはいきません。1つ1つのいろんな問題に対してその場その場で対処しなければならない。なかなか解決が難しい問題について対処しなければならないという状況に教員が置かれているということ、私はこうした資料をいただきながら痛感をしているところでございます。

つまり教員の仕事に大変な困難をもたらしている。その中で現職の教員が心身ともに疲れているということが想像できるわけであります。その中で、こういう状況の中で学校での教員の配置というものがどうなっているのかということをお聞きしたいわけでありますが、正規教員の教諭はどれくらいおられるのか、非正規の教員はどれくらい別府市でおられるのか、教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

平成 25 年 5 月の調査ですけれども、別府市内の公立小・中学校の全教職員、校長、教頭を含めた全ての数は 550 名です。そのうち教諭の数は 390 名、臨時講師は 85 名です。臨時講師の占める割合は約 17.9%でございます。

○15 番（平野文活君） この資料も数年来の資料をいただいたわけですが、正規教員の数は年々減ってきております。これは子どもの減少とか学級数の減少とか、そういったことから関係があるのでしょうかけれども、正規教員の数は年々減ってきている。それに対して臨時講師、臨時教員の数は、もうこの六、七年の間に 2 倍以上になっています。つまり、こういう現状というのは、非正規の教員なしに学校が運営できないという事態になっているというふうに思いました。17.9%が非正規だというのは、ちょっと異常だと思います。しかも、この臨時講師 85 人の中には、病休代替というのは入っていないということでございます、なぜ病休代替は臨時教員扱いにもされないのか、そこを説明してください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

正確な答えではないかもしれませんが、文部科学省の学校基本調査というのがあります、その中の項目には、臨時講師は、育休代替と産休代替のみの記載になっております。多分、だと思っておりますけれども、いわゆる国庫補助負担制度における中にこの産休代替とか育休代替と別にこの非常勤講師については含まれていないというふうに考えております。

○15 番（平野文活君） 市長や教育長にも最後にお聞きしたいと思うのですが、国の病休代替の臨時講師というのは、国の国庫補助の対象にはならない。つまり国の基準で言



えばこういう教員というのは、言うなら必要がないのだという解釈だと思います。どうしても学校に必要ないわゆる教員の配置だというふうに認められていないといえますか、しかしながら、実際になければ困るわけでしょう。

そこで、課長にもう一回お答え願いたいだけけれども、約20年前、あるいは10年前、こういうメンタルヘルス、心の病での病気休暇というのは、全国的にどれくらいおられたのか。今はどれくらいになっておるかというのは、数字はわかりますか。

○学校教育課長（古田和喜君） 申しわけありません。今その資料を持っておりません。

○15番（平野文活君） 申しわけありません。私のほうも資料をいただいておりますが、ちょっと私のほうから紹介したいと思いますが、例えば20年前といたら平成4、5年ぐらいですが、例えば平成4年で1,111人という、1,000人台ということです。10年前といたら平成13、14年というところですが、13年で2,503人ということなのです。つまり20年前は1,000人台、10年前はこれが倍になって2,000人台に急速にふえた。今どれくらいになっておるかと思ったら、今全国の資料は平成23年度のものしかありませんが、5,274。その前の平成22年度は5,407人ということで、これまたこの10年間で倍以上になっておるのです。

ですから、こういう病休代替なしには運営できないような事態というのは、この10年、20年の間に急速にこういう事態が生まれているわけです。その国の基準というのがいつできたのか知りませんが、それは何十年か昔はメンタルヘルスで、心の病で長期に休むなんという先生が1人おるか2人おるかという程度、ごく一部であったかもしれませんが。しかし、今ではこの別府市という小さなまちでも毎年10人ぐらい、もう毎年毎年こういう病気で休まざるを得ないような状況になっている。これは別府市だけではなくて、全国がそうになっているわけです。

ですから、国庫補助の対象にならないとか、また聞くところによると3カ月以上ではないと国は代替の配置を認めぬというふうなことも言っておられるのですが、もう時代に合わない、国のそういう考え方が。ですから、現場の声として市が本当に疲れ果てている先生方を代表して県や国に物申してこの事態を改善しないと、この事態は改善できないのです。そういうものだとか国や県に強くこの事態の解決を求める。求めつつも、別府市で何かこの事態を和らげるための手立てはないのかということについて、教育長あるいは市長、それぞれどんな感想か、お考えか、お聞かせ願いたいなと思っております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

複雑な要因によりまして、心の病による病気休暇あるいは休職される先生方が、毎年別府市でも10名前後発生しておりますのは、児童・生徒に与える影響も大きく、別府市でも非常に大きな問題として捉えております。また、市町村教育会議におきましても、この問題は非常に大きな課題として捉えているところでございます。

それで教育委員会としましては、まず先生方がメンタルダウンしない、あるいはさせないということが重要であろうというふうに考えているところでございます。でも、そのためには先生方の健康管理のために別府市の学校職員衛生委員会、または各学校では校内の衛生委員会を開催しまして、先生方一人一人の健康状況の把握、あるいはビデオによる研修、あるいはメンタルヘルスの自己チェック等の徹底、または先生方一人一人の声を聞く相談機能の充実等、予防に力を入れて教職員の健康管理に努めているところでございます。

今後は、この病気休暇の代替臨時講師の確保につきましては、課長の答弁にもございましたとおり、非常に困難な状況にございますけれども、また市町村教育長会議を通しながら、この問題につきましては国や県へその改善について要望してまいりたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

メンタルヘルスの問題、教職員、毎年10名前後が病気休暇または休職をされているという状況は、教育長から報告を受けております。私も頭を痛めておる問題でございますが、別府市として、ではこの別府の地域実態を見たときに何とかしなければという思いはあります。今回、教職員対象ではございませんが、学校問題解決の新チームの設置を予算計上させていただいております。その中でも何とか、やはり教職員の健康問題さらには子どもたちの問題も含めてそういう負担、教職員のそういうメンタルダウンの職員が出ないように、負担軽減ができれば、かかわっていただきたいなというこの支援チームに期待をいたしております。

また、この問題は今お話がありましたように、全国的には病気休職者が5,000人を超えているという状況も聞いています。2倍、3倍と20年前からふえている。これは全国的にいろんな、教育公務員だけではなくて市の職員も含めていろんな公務員がこういう状況になっているという状況、これはやはり全国的な問題だと思いますので、全国市長会を通じて、とりわけこの教職員の問題については適正配置、このことをしっかりとまた要求をしていきたい、このように考えております。

- 15番（平野文活君） 今、教育長並びに市長の考え方をお聞きいたしましたけれども、私はずっと今述べてきましたように、メンタルでの心の病で休まざるを得ないような状況というのは、非常に根が深い深刻なものなのです。これを和らげるということは、これはまた国の長期的な取り組みが必要だと思います。市自身でどうにもならないですね。いろんな手立てを、教育長がおっしゃったようないろんな手立てを講じたとしても、次々とそういう病気になる先生が生まれてくるということを踏まえた上で、これは対策が必要なのです。対策が必要なのだけでも、そこから出てくる代替の教員が配置できない、この問題です。この問題が、最小限でもこの問題を手立てしないと悪循環になるわけではないですか。ある人の負担が次の人の負担に転嫁されるだけの話で、負担軽減にならぬのです。

ですから、代替教員の確保について、これは国、県の問題ではあります。市として何らかの知恵を絞って、何かの手立てができて、待遇改善を含めて、あるいは市雇いとかが難しいという課長の答弁があったのですけれども、それは難しいのは難しいで、何らかの知恵を絞ってこういう負担が次々転嫁されていかないうような、病休代替が必要なときに何か手立てが考えられぬかということをおっしゃるわけですが、私が提案したことは制度上難しいという答弁だったのですが、教育長、何かありませんか、追加して答弁は。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

この代替教員の確保につきましては、退職されました先生方にも声をかけたり、地域の方に声をかけたりしながら、何とか子どもの教育の安心・安全の保障面でお願いしているところでございますけれども、ここ数年、本当に教員代替の確保が難しい状況でございます。それで校長先生を中心に学校の中の体制づくりで何とか学習の成果に影響がないような、そういう対応を今しているところでございますけれども、今、議員さんがおっしゃいましたように、何らか血を出しながら子どもたちの教育の充実を図らなければいけないと考えております。もちろん退職された先生方にも・御理解と御協力を今得ているところでございます。

- 15番（平野文活君） なかなか具体策が、困っているというのが今の答弁でわかりますが、それでも本当に困っておるのは現場ですから、ですから、私は県がこういう臨時的配置についてリストを用意していると聞きました。そのリストが足りないのだ、こういう状況なのでしょうけれども、そういうことみたいですが、ちょっとやっぱり警鐘を乱打して、市自身がこの補充リストをつくる必要がある、いろんな方面に呼びかけてつくる必要がある。やっぱり今、学校は非常事態なのだということを各方面に理解していただいて、この急場をしのぐために何か力を貸してくれ、病休代替というのがどうしても必要なのだ。退職さ

れた方なんかも含めて対象になるとは思うのだけれども、やっぱりこの非常事態だということを書いて、市自身が対応できる力を持たなければいけないと思います。学校から悲鳴が上がって、もうどうしようもない、手を挙げて、あなたたちで探してくれというような形で返すだけでは、これは能がないですよ。その辺をぜひ努力をお願いしたいということをお申し上げて、次に移りたいと思います。

ごみの問題なのですけれども、平成19年3月に策定したごみ処理基本計画というのがあります。平成17年度を基準年としております。7年後の平成24年度の実績についてですが、家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれについて、この平成17年度から24年度にかけてごみの焼却利用が幾らどうなったのかというのをちょっと説明してください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成24年度に市が収集しました燃やすごみの収集量は2万3,314トンで、平成17年度比でマイナス2,378トン、率にして9.2%の削減状況でございます。また、事業系ごみにおける燃やすごみの搬入状況につきましては、平成24年度実績は2万1,032トンで、平成17年度比でマイナス3,450トン、率にして14.1%の削減状況でございます。

○15番（平野文活君） 家庭ごみ、事業系ごみとも着実に減量ができているということが、今の数字ではわかります。「着実に」ということなのですが、これは若干皮肉もあるのですが、もともと別府市は家庭ごみの中に含まれるプラスチックごみ、これは燃やさぬのだ、分別収集するのだというようなことを平成22年度から実施すると決めておりました。しかし、新しい炉ができるのを契機にして、これは燃やすのだという方針に変わってしまいました。この分、いわゆるごみを減らすことにならないわけです。また、事業系ごみに混入する産業廃棄物の持ち込み禁止というようなことを大分市が平成19年からやりまして、その前から比べたら立入検査なんかも強化して、事業系ごみだけでいうと9割削減をしたのです、その平成19年は。そういうふうな他市の取り組みなどと比べてみると、この減量の幅が非常に小さいというふうに思われます。やり方によってはもっと思い切った減量ができるということをお指摘しておきたいと思っております。

同時に、このごみ処理基本計画というのは、目標年度を平成28年度にしております。28年度の目標、家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれ幾らで目標を設定しておりますでしょうか。その平成24年度の、先ほどあった実績との対比でお答え願うとありがたいと思うのですが。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

ごみ処理基本計画の平成28年度目標値でございますが、家庭系ごみで2万2,257トン、それから事業系ごみで2万6,525トンという目標値でございます。平成24年度の実績でございますが、家庭系ごみの部分でございますが、平成24年度より1,057トン減らす約4.5%の減ということになってございます。

○15番（平野文活君） ちょっと打ち合わせも悪かったので申しわけありませんが、平成24年の先ほど課長が紹介していただいた2万3,314トン、家庭ごみの場合、これが平成28年度は2万2,257トンというふうに、そこまで減らすのだという計画になっているわけです。1,057トン減らす計画になっております。

ところが、事業系ごみは、先ほど課長の答弁だと平成24年度2万1,032トンを搬入した実績なのですが、これから見て平成28年度の目標が2万6,525トン。つまり平成24年度比で5,493トンふやすという計画になっておるのです。家庭ごみは減らしますよ、しかし事業系ごみはふやしていいですよというようなことになっておる。これを何度も私は指摘してきたのだけれども、こういう計画を容認するのか、もっと厳しくチェックすべきではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

議員のほうから再三にわたりまして御指摘を受けている部分でございますが、平成18年度以降の事業系の燃やすごみの動向を見ますと、平成24年度実績は2万1,032トン、先ほど申し上げたとおりでございますが、平成18年度以降の実績を追ってみますと、多少の増減があるものの減少傾向にあると判断しております。その内容からして、現在、平成17年度比でマイナス3,450トン、率にして14.1%の削減状況となっているというのが現状でございますので、現時点で言えることは、過去に何らかの原因で積算の誤りがあったと推察されるという判断をする以外にないと考えております。

- 15番（平野文活君） このふやす計画になっているというのは、間違いだったということですね。なぜそういう間違いが起こったか私はわかりませんが、私が予想するのは、事業系ごみは余り規制したら経済活動を抑制するのではないかというような配慮が働いて、その当時ふえ続けておったから、この程度まではふえるのではないかというようなことでこういう数字を掲げたのではないかなど。課長が言う「何らかの積算の誤り」と、ちょっと苦しい言いわけでしたが、いずれにしても、この時代ですから、事業系ごみといえども、あるいは事業系ごみだからこそ、もっともっと厳しくチェックしてやっぱり減量すべきだというふうに思います。課長の答弁だと、だんだん下がっているからというお話がありましたが、大分市がやったような荒療治も必要ではないかなというふうに思っております。

次に移ります。温室効果ガスの削減問題ですが、いわゆる市役所の職場から出る、市役所の施設から出るCO<sub>2</sub>を社会全体に率先して減らしていこうという、いわゆる率先実行計画というのが第1期、そして第2期が終わり、今度第3期に入ろうとしております。それぞれの1期、2期、3期の基準年というのが平成12年、平成18年、平成24年が基準年ですが、それぞれの全体の排出量、そこに、全体の中に含まれるごみ焼却による排出量、それぞれ何万トンなのか、数字がわかれば教えてください。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成12年全体量でございますが、3万8,347トン、それから全体量、平成18年は4万5,652トン、平成24年4万2,027トンというふうになってございます。それから、ごみ焼却関係でございますが、平成12年2万1,649トン、平成18年2万9,929トン、平成24年2万8,353トンというふうになってございます。

- 15番（平野文活君） 市役所の施設から出る温室効果ガスを率先して減らしていくという計画が、1期、2期、3期、2期まで実行されたわけです。ところが、今おっしゃった数字を見てわかるように、基準年になる平成12年の数字より平成24年の数字のほうが、全体もふえているし、ごみ関係から出る排出量も大幅にふえております。これはどういうことか。これは率先削減計画ではないのです、ふやす計画に結果的にはなった、こういうことになるわけです。特にごみを燃やすことによって出るCO<sub>2</sub>が、全体に占める割合がふえているのです。平成12年のときには、56.4%がごみ関係からのCO<sub>2</sub>です。これは多過ぎるから、このときにプラスチックは分別という方針が出たのです。ところが平成24年度を見ると、全体の排出量に占めるごみ焼却による排出量は67.5%を占めている。割合がふえ続けておるのです。ですから、こういう状況を踏まえて第3期はどういう計画になるのかということを目注しておるわけですが、どうなりますか。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

ひとつ御理解いただきたい部分がございますが、議員御指摘の3期にわたる計画の中で各基準年度がございます。この中で二酸化炭素の排出量というのは、そのときの電力を得る発電方式によって大きく変化するというものがございます。この二酸化炭素を計算する場合にその係数というのが、一番大きく変動するのが電気使用量でございます。これは1時間当たり、1キロワットに対してどれだけのCO<sub>2</sub>が出るかという係数でございますが、

第2期の場合は0.375、第3期の場合は0.525というふうな1.4倍から5倍というふうな係数の推移があります。この変動というのが、実は原子力発電が以前は3割ほど、火力発電が6割という、2010年度以前にはそういう構成でございましたが、東日本大震災後に、2012年度では原子力発電が1%程度、それからあとは火力発電が9割というふうなことで、構成比率が変わっている部分でその変動が出ているというので、少しCO<sub>2</sub>の総排出量というところで数字の増減が発生するというのが1点ございます。

それからもう1つは、先ほど議員からも御指摘がありました、一般廃棄物の焼却が占める割合ということでございますが、これは全体に対しての割合ということでございますので、一般廃棄物の焼却以外の排出量が減っているというのが、現状でございます。それで全体的に一般廃棄物焼却の部分が必然的にパーセンテージが上がっているという、この辺が2点、うちのほうで分析した結果でございます。

ただ、第3期の率先実行計画につきましては、その数字の増減はございますけれども、削減ということで計画は策定をしております。

○15番（平野文活君） いや、私の質問に教えてください。第3期の目標数字は幾らになりますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

第3期のCO<sub>2</sub>削減の計画でございますが、基準年度は平成24年度1万5,048トンから、平成30年度、目標年度でございますが、1万4,296トンの削減ということで計画をしております。

○15番（平野文活君） 先ほどのあなたの報告では、平成24年度4万2,027トンという報告があった。それが、なぜ今、基準年の数字が1万5,048トンというふうな大幅に削減したところから出発するのですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

削減計画、この1期、2期、3期率先実行計画でございますが、平成12年度の、先ほど御説明をさせていただいたのですが……、（発言する者あり）

○15番（平野文活君） つまり藤ヶ谷ごみ焼却場から出るCO<sub>2</sub>は、市の第3期の計画から除外するということなのでしょう。それはなぜか、教えてください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成26年4月から、御指摘のとおり供用開始される新藤ヶ谷清掃センターでは、デザインビルドオペレートという方式をとっております。これは、民間事業者が施設管理するというので独自の、藤ヶ谷清掃センターで独自の率先実行計画を策定する形をとるということで除外をしているということでございます。

○15番（平野文活君） 藤ヶ谷清掃センターは、民間が管理運営するようになったから、市の施設として取り扱いをしない。ですから、率先実行計画からも外すのだということですよ。こうなりますと、いよいよいろんな電気の使用を控えたり、いろいろして率先してCO<sub>2</sub>の削減を図ってきた。しかし、ごみを燃やすことから出る排出量の割合が、どんどん高くなっておるわけで、そこをどうするかというのが、別府市の大きな問題だったにもかかわらず、もうその対象から外すということになれば野放しになる。そういうことになりませんか。私は、この藤ヶ谷についてもきちんと市が把握をして、削減に対する指導を強力にやるべきだということを強調いたしまして、質問を終わります。

○1番（森 大輔君） 議長、初めにですが、後ほど質問をいたします都市計画道路に関する参考資料がございまして、皆様にお配りをしたいと思っておりますので、許可をいただきたいのですが、よろしいですか。

○副議長（荒金卓雄君） はい、どうぞ。許可いたします。

○1番（森 大輔君） 許可をいただきましたので、配付をお願いいたします。

○副議長（荒金卓雄君）では、事務局、配付をしてください。（資料配付）

○1番（森 大輔君）では、私のほうからは早速消費者行政について質問を行います。

今回この質問をするに当たりまして、これまでの議会議事録を確認させていただきました。私は、平成24年度の6月議会と平成25年度の3月議会におきまして、この消費者行政について質問をいたしました。質問の内容は、年々複雑化そして多様化する悪徳な商法、または高齢者をターゲットにした詐欺が起こっていること、そしてインターネットを介した商法、出会い系サイトなどで金銭トラブルに陥るケースが増加していることなどを確認させていただきました。そして実際に別府市では、県内で大分市に続きまして2番目にこの消費トラブルの件数が多いということを確認させていただきました。しかし、その件数が多い別府市であります。別府の消費者行政は、その対応が大変おこなわれていたということをお指摘させていただきました。その一例ですが、ほかの市町村が率先して行っていた消費生活センターの設置、これを別府市にも早くつくっていただきたかった。そして、もっと真剣に消費者である市民と向き合う、そういった行政の役目を果たしていただきたい、そういう要望をさせていただきました。おかげさまで本年度ですが、皆様の御理解がありまして、この消費生活センターを設置していただきました。ありがとうございました。

今回、この消費者行政を質問する理由といたしましては、1年経過した消費生活センターの現状を確認したいのが1点と、そして今後の消費者行政に関する課題について御質問したいと思ったからです。

現在、このセンターの体制に伴って専門の相談員、この専門の相談員がいる日数と受け付け時間が拡大をされました。その結果ですが、今年度の相談件数は、調べますと約430件に上がるという見通しがついております。そして、去年の件数が252件でありましたので、比較をすれば約180件、1.7倍の増加をしているということです。この数字からわかることは、少し失礼な物言いになるかもしれませんが、それまで大分のアイネスに少し頼った感じがありました商工課で行われていました相談窓口業務、これがセンターに移行して、それまで対応し切れていなかった相談を、市民の声を以前よりは対応できるようになってきた、そういうことで理解をいたします。

次に、被害金額を受けた相談者の被害の金額のことで確認させていただきました。もしましたら、先月まででその被害者が受けた被害金額の合計というものが出ていまして、それが別府市内で約3億4,200万円。この3億4,200万円という、これだけの金額が別府市内でも被害に遭われているということをお大変如実にあらわしているわけですが、私が思う消費者行政の一番の意義というものは、この相談に来られた被害者を実際にどれだけ救済できたのか、またはその救済につながる助言やあっせん、それがどれぐらいできているのか。この点が最も問われていると思うわけです。

そこで、前回の質問でその被害金額をどれだけ回収できたのか、それを調べていただきたい、被害回復金額をぜひ調査していただきたいという要望をさせていただきました。確認をされていると思いますので、平成25年度の被害の救済状況、これをお答えください。

○商工課長（挾間 章君）お答えいたします。

確認ができている、相談を受けまして、電話等でその確認ができている部分につきましては、被害回復金額につきましては、47件の2,654万円となっております。

○1番（森 大輔君）ありがとうございます。被害回復金額、確認ができている範囲ということですが、2,654万円、そして件数で言いますと47件、これを救済率であらわしますと、全体の12%の方を救済につなげられたということになっております。これを逆に厳しく言えば、残り9割の方はまだ救済に至っていない、まだ1割の方しか救済につながっていないということで、少し厳しい言い方になるかもしれませんが、これではまだ十分な結果とは言えませんが、これがセンター1年目の実績ということですので。

ただ、平成24年度の相談業務だったところに比べますと、この被害回復金額というものは大幅に改善をされておりまして、そのときは約67万円、救済率で言えばたったの2%でしかなかったのです。それがセンターになりまして、少しずつではありますが、回復、改善の傾向にあるということで、これから2年目、3年目を迎えていくと思っておりますが、もっとその救済率が上がるような業務をしていただきたいと思いますと思っております。

先ほど課長の御答弁の中にありましたけれども、確認ができた範囲でということ、相談内容によっては名前とか連絡先を言いたがらないケースというのはあると思っておりますので、この数字が全てだとは思いませんが、それにしてもどれだけその被害金額を回収できたか、これが、この1点がこの事業の効果を図る物差しとなるわけでありますので、ぜひその確認を、そして相談者の相談後のアフターフォロー、これをしっかりしていただきたい、このことを申し上げていきたいと思っております。これは要望でございます。

もう1点は、この事業の費用対効果。このセンターを運営するに要しました事業費というものは、平成25年度ベースで約355万円とお聞きしております。このたった、「たった」と言うところとちょっと言葉は悪いかもしれませんが、355万円の範囲で相談員の方が約2,600万円の回復金額の結果を残しているということを考えますと、費用対効果の観点からは一定の評価はできるのかなと感じておりますが、それでもまだ数字的には十分だとは言えませんので、一人でも多くの救済に努めていただきたいと思います。お願いいたします。

次に、今後のこのセンターの課題です。まず、別府市のホームページを拝見いたしますと、この消費生活センターの案内ページがあります。案内ページはあるのですが、少し見づらいく感じます。例えば、県内の宇佐市の消費生活センターのページを拝見いたしますと、別府市より市民目線でつくられているという感じを受けました。例えば、よくある相談内容の1つと思っておりますが、クーリングオフ制度、こういったものはまだまだ電話で相談されなくても、ホームページ上を見ればどういうふうに申告したらよいかとか書いてありました。そういった簡単な対策につきましては、わざわざ電話相談をされなくてもわかるような対策といいますか、ホームページをつくられたらどうかと思っております。

そして2点目ですけれども、今消費生活センターというものは、商工課の中にありまして、スペースが少し足りていないような感じを受けます。やはりセンターという名をつけているわけですから、単にその相談員がいる日時と時間が拡大されましたとして終わるわけではなくて、実際に相談に来る方が来やすい体制というのはつくる必要があると思っております。今のセンターというものの実態は、商工課の中にパーティションを立てて、そこが消費生活センターですと言っている簡単なものなのです。ほかの市町村を拝見しますと、もう少し工夫をされたスペースの確保をされている自治体というものがおりますので、別府市もそういったものを参考にされてスペースの確保に取り組んでいただきたいと思います。

ホームページ上に「町長表明」と題して、「市民の皆様が安全で安心できる消費生活を送られるよう、消費生活相談体制の充実に取り組む」と出されています。ですから、やはりそういう表明に恥じないぐらいのスペースの確保というのは、行政にとっても、そして市民の方にとっても必要なものであると私は思いますので、電話相談だけでなく、実際に来訪されて相談にお越しになる方も大変大勢いらっしゃるわけで、そういった方の対応というものもぜひ改善をしていただきたい。当面その来訪者の相談環境の改善というのが課題だと思うのですが、そのセンターの個室化に向けた取り組みというものを教えていただきたい。

- 商工課長(挟間 章君) センターの個室化ですが、現在、商工課内に3方に議員さんがおっしゃるようにパーティションで囲いまして、通路側からは相談者が見えないように配慮するとともに、課内からもスクリーン脚立を設置しまして、相談者のプライバシーに気をつ

けております。

また、個室となりますと、庁内の空き会議室や相談用端末の設置問題等が今ございまして、難しい状況ではございますが、これから個室化できるように検討してまいりたいと思います。

- 1番（森 大輔君） 空きスペースの確保が難しいという現状は、大変よく理解いたしますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというのが1つと、これは私の理想ですけれども、庁舎内を拝見いたしますと、1階のロビーの隣に市民相談室という部屋があるのをお見受けします。ああいった形の個室ができれば一番いいかなと思っておるので、そういった個室のスペースというものもぜひ今後の検討課題として取り上げていただきたいとお願い申し上げて、この消費者行政についての質問を終わります。

次に、質問の通告に従って、産・学・官と市民との協働のまちづくり、これについて質問をいたします。

今年度から機構改革によりまして、市民との協働のまちづくりを推進する協働推進室というものが設置されました。これは今までの別府市にはないもので、そして今、別府市はこの協働推進を図るための指針策定委員会というものを設置されて、市民と行政の双方が協働するに当たっての認識や考え方、そういったものを考えられている、策定中であると伺いました。これを聞いてちょっと私はびっくりしたのですが、しかし、言いかえてみると、今まではその指針もない状態で市民との協働のまちづくりをされてきたということですね。

そこで伺いますが、その担当されている自治振興課課長、少なくとも課長は担当課長として、自身が思う協働のまちづくりというものはこういうビジョンなのだ、そういうものがあるってこれまで取り組みをされてきたと思うのですが、あなた自身が考える協働とは何ですか。答弁書ではない、自身の言葉でお答えください。

- 次長兼自治振興課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

個人的な意見ということでございます。私としては、今まで10年間、まちづくりのため支援事業というものを行ってきております。次に行わなければいけないのは、要するに地域の盛り上がり、そういった部分を含めた形でまちづくりを進めていかなければいけないと思っております。そのためには、いろんな形でルールづくり等を定めなければいけないということで、今年度より指針の策定に入ったわけです。私の意見は、そういう形でございます。

- 1番（森 大輔君） 「協働」という言葉は、最近よく聞くのですが、「協働」という言葉の意味というのは、意外と知られていないというか、非常に定義が難しい言葉であるということは理解します。というのも、調べさせていただきますと、もともと「協働」という言葉、「協力」の「協」に「働く」という言葉ですけれども、これはもともとは、これはひとつ調べさせていただいた例なのですけれども、ある大学の教授がつくった、論文の中でつくった造語なのです。であるから、いまだかつてその定義というものは、決まった定義というものはありません。ですので、それぞれが、自治体とか、扱う方によって「協働」という言葉の意味が変わってくるのです。

例えば、横浜市の自治体が「協働」という言葉を使って事業をされていますが、ここに書いています意味は、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら新たな取り組みや事業を創りだす」。こういうことを、この横浜市では「協働」ということをされている。

そして一方、別府市。答弁書をいただきまして確認いたしましたら、この答弁書には、「別府市の協働とは、行政課題や市民ニーズを市民とともに連携・協力して、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを行う」、そう書いていました。ぜひこれはしていただきたいので



すが、私が思うのは、今この協働推進室が行っている協働のまちづくりというものは、実際そういうふうになっていないのではないかなと思うわけで、非常に行政が考えられる行政的な課題を解決するためにこの「協働」という言葉が使われて、行政に都合のよいときだけ市民の力を借りよう、そういうところが見え隠れする事業があるわけです。

一方で、民間団体が本気になって別府市全体の公益の増進を考えたまちづくりをしたい、図りたい、そういうことを行政に提案します。また、行政は、なかなかそれまで手がつけられないそういう分野、しかし市民ニーズがあるというのはわかっているから応えていきたいのだけれども、それをどう支援していけばいいのか、そこら辺がまだ曖昧な形でできていないことが多々あるように感じます。それを実際進めていくのが、この協働推進室だと思いますし、その相互連携といいますか、相互協力になっていくまちづくりを行政はぜひしていただきたいと思うわけです。

先日、予算特別委員会で加藤委員から、この推進室の役割について質問がございました。その答弁には、協働推進室の役割は、市の行政担当部署と市民活動団体とを結ぶパイプ役をする、そういうことが書かれてありました。これは実際できているのかなと疑問に思うわけです。非常に今している事業を拝見すると、あらかじめ決まっているような行政の思惑の範囲でしか働いていないのではないのか。真に市全体の公益の増進を図ろうとする民間の発案の活動に対しては、真摯に協力をするとか連携をしようとか、そういう姿勢が余り見えない、そういうふうを感じるわけです。そもそも今の推進室には指針も何もないわけですから、協働のまちづくりというものが余り見えてこないんです。

私は、今されている協働のまちづくりというものは、行政が行政のために行政のまちづくりをされているのではないのかなと思うわけですが、推進室として市民の方が推進室に期待する役割、パイプ役とは一体どういうパイプ役だと思われていますか。

○次長兼自治振興課長（湊 博秋君） お答えをします。

平成 25 年度に新しく協働推進室が設置されました。初めて設置をされて、初めてどういった方向に向かうかということ、平成 25 年度の指針の中でうたっていき、26 年度、27 年度からそういった活動を行うとしております。それまでに行ってきた事業については継承していかなければいけないという部分があったので、平成 25 年度につきましては、市民提案型という形でそのまま事業を進めさせていただきました。

これから、推進室ができ、初めて指針をつくり、それを市民の方にも理解していただき、職員にも理解をしていただき、その方向に向かって今後進めていきたいと考えております。

○1 番（森 大輔君） その答弁はその答弁で私は承りますが、どういうパイプ役を市民の方が望まれているかということ、ぜひ答弁していただきたいかった。私が思う協働推進室が、市民の方から期待される役割というものは、やはり市民皆さんがいろんな分野で感じていらっしゃると思います行政の 1 つの弊害と言われている縦割り行政、その縦割り行政を越えたパイプ役をぜひしていただきたいと思います。というのが、各種団体が提示される市が抱えるテーマとか課題、こういったものは 1 つの課だけではなかなか対応できないことが多々あると思います。例えば、それが観光であるとか福祉であるとか地域振興とか、多様な分野にまたがるわけです。そういうときに 1 つの課ではお応えできないから、そういうことがあるからこそ協働推進室というものがパイプ役となって調整されるべきだと思うのです。それをしていただかないと、この協働推進室というものは、市民の方から一体何をされているのだ、そういう目で見られると思います。ですので、そういう意味で今回この質問をさせていただきましたが、これからの協働推進室の役割というものをぜひ市民目線で考えていただいて、そういったことができるような、そういった指針をぜひつくっていただきたい、そういうふうにあります。

そして、次の項目につきましては、観光行政の中で関連する項目がありますので、そこ

で質問をいたします。

ということで、観光行政のほうの質問に移りたいと思います。

御承知のように今大分県では「おんせん県おおいた」という商標をとりまして、今まで以上に観光振興を前に出しました戦略を行っています。今隣にいらっしゃいます三重議員ですけれども、見てみますと、胸もとに「おんせん県おおいた」のバッジをつけています。(発言する者あり) 皆さんもつけています。そのように温泉というと、全国どこにでもあるわけで、そのどこにでもある温泉だからこそ、これからはブランド力というものが必要で、温泉に行くなら大分という、そういったイメージを高めるプロモーション戦略といたしますか、そういうものが必要だと思う。私は個人的に大賛成なのです。県内 18 市町村あるうち温泉がないのは 2 市だけで、残り 16 市町村には温泉があります。逆に言えば別府市もそれだけ競争相手が多い、都市間競争の激しい分野だということですが、別府市の観光動態資料によりますと、十数年前から観光客数の減少が見られています。このような背景から、さまざまな市民レベルでまちづくり活動を含めて観光振興の取り組みをされてこられたのだと思います。

先日、野上議員からも御説明がありましたが、十数年前から観光客の質が変わってきた。団体客から個人客、それで従来の物見遊山型の観光スタイルから、それまで余り着目はされていませんけれども、その地域でしか体験できないものを体験する、そして新しい発見、感動、癒やし、そういったものを求める体験型、交流型の観光スタイルになってきたのだと。こういう多彩な観光ニーズに応えていくのが、これからの観光施策なのだと思います。ということは、つまりほかとは違う施策をつくっていくことが大切だと感じますし、そういうことをすることをしなければ、熱海とか箱根とか、ほかの有名な温泉地に別府が勝っていかない、そういうふうに感じます。例えば県内でありまして、竹田市さんでは温泉療養保険制度、これを現代版の湯治とされて、少し保険制度ではないかもしれませんが、ひとつ話題性のある取り組みとして宣伝されているのは事実です。

私が思う、この大分県が宣伝する「おんせん県おおいた」のブランドの中核を担っているのは別府市なのだと、(「そのとおり」と呼ぶ者あり) はい。県内一の温泉地として、ほかにはないアピールできる取り組みをしていただきたいと思うのです。そういう独自性ある別府でしかできないというような観光施策、そういったものはされているのかなということをお聞きしたいのです。御答弁をお願いします。

○次長兼観光課長(松永 徹君) お答えいたします。

まず最初に、「おんせん県おおいた」ということで県が中心になってキャンペーンをやっているわけなのですけれども、その辺にかかわります私どもの関係について少しお話をさせていただきます。

まず旅行の企画商品での協力、あるいは J R 大阪駅で開催をされたイベント「おんせん県おおいた」キャンペーンの参加と、さまざまな場面で県と共同歩調をとりながら事業を展開している状況でございます。今後は、先日来からお答えをさせていただいておりますが、今年度それから来年度、J R のデスティネーションキャンペーン、さらには、これも御承知だと思います、東九州自動車道の全面開通に伴います事業等、さらに大分県と連携を深める中での誘客事業が想定されますので、おっしゃいましたように大分県のリーダーシップ、これを担いながら今後も取り組んでいきたいと思っております。

それから、別府市としてどのような事業に取り組んでいるのかということでございます。これも来年度の部分に関しては、今回の議会の中で答弁をさせていただいておりますが、いろんな部分がこれからも考えられます。具体的に申し上げますと、先ほど竹田市の例をおっしゃいました。温泉の二次的な利用、こういったこともさらに間口を広げて P R していかないといけないと思っておりますし、あるいはまたスポーツ観光、こういった

こともそうだというふうに思っています。まさに別府市ならではというようなことで、ほかのところに比べればいろんな部分でのアドバンテージがありますので、そのアドバンテージを十分に活用した事業を今後も取り組んでいきたいと思っております。

- 1番（森 大輔君） いろいろな施策をされているのは、大変よく理解いたします。私は個人的に、最近であればクルーズ船観光というのがあったと思います、国際船を呼んで。私は少し海外に留学していたものですから、そういった海外からの観光客を誘致していくという働きには非常に興味を持っていて、ぜひこれからもしていただきたいと思うわけです。近年ではアニメ誘客プロモーションというものをされていますが、私は、いろいろ施策はされているのですけれども、別府市の原点は温泉なのだ、温泉資源を引き出す特徴、そういった施策があるのか、それをお聞きしたいのです。私もそうなのですが、別府に住んでいますと、住んでいるというだけで別府温泉のことを知ったつもりになります。実際に別府の温泉を回って体験された方というのは、特に仕事のお忙しい……（発言する者あり）はい、そうです。後で申し上げますが、仕事が忙しい皆様の中にはなかなかいらっしやらないと思うわけです。私もそうなのです。なかなか回り切れてなくて、実際に別府にどういふ温泉があるのかと言われれば、議員として余り詳しくないというのは非常に恥ずかしいわけで、最近では猿渡議員が温泉を88カ所回られて名人になった。その温泉道を考案したといいますか、された野上議員もやはりそういった温泉資源、そういった施策を考えてほしいと。そういうような同じ気持ちだと思います。ほかの多くの議員も、最も基本的なことなのですが、やっぱりそういう施策をしたら、誰も異を唱える方はいないと思うのです。こういう山ほどある温泉なのですけれども、回っていきますと、実は障がいとか、体が言うことを聞かない方とか、誰もが入れる温泉というばかりではないことに気づいていくわけです。

きょう、ここに女性の雑誌なのですけれども、「女性セブン」というのを持ってきました。これは何でかといいますと、中に別府のユニバーサル観光といいますか、その先駆けとなる温泉入浴介助員のバリアフリー観光のことで記事が載っているのです。これは全国版の雑誌で皆さんもよく御存じだと思います。こういう雑誌で別府の取り組みが、これは民間発案なのですが、取り上げているんです。それぐらい別府の車椅子温泉道から始まった温泉入浴介助の活動というものは知られてきているのです。それにもかかわらず行政の方に聞きますと、「そういう活動があるのか、知らなかった」、そういう声を結構多く聞くのです。ぜひこういうのに目を向けていただきたいという思いがあるのですが、この雑誌の中にも書いていますが、これが別府独自のユニバーサル観光の1つなのだというふうな題で載っているわけです。

この雑誌の中にも書いてあるのですが、グーグルの国内旅行に関するネットアンケートによりますと、もうこれは普通に想像すればわかることなのですが、国内旅行をする頻度が最も高いのは、60歳以上のシニア層。そして、その方々の旅行の一番の目的というのは、やはり温泉だというわけです。これは普通に考えればそのとおりだと思います。しかしながら、現実にはそういう高齢の方といいますか、シニア層になりますと、旅行に行きたいといってもなかなか一人では行けないというか、介助が必要になってくる年齢になってくると思うのです。そういうときに実際別府市内を訪れた。温泉に入りたいと思っても、例えば手すりがないとか入浴に関して体のちょっと自由が効かないような方は行きづらいと思っている方も結構多くいらっしやるわけです。特に別府というのは古くからある共同温泉、その温泉場というのはなかなかそういった方々に対してもウェルカムな感情になっていないところが多々ありまして、そういった観光客のためだけにバリアフリー化する、そういうこともやっぱり難しいわけです。そういう現状を踏まえてこの活動をされている彼ら、彼女らは、車椅子の方でも温泉に入れるように、温泉の入浴の介助の活動をボラン

ティアで始めたのが最初なのです。これをぜひ別府独自のユニバーサル観光だといってこれから活動していきたいというわけなのです。私は、これは行政として応援していくべきだと思うわけです。今回、このユニバーサル観光を9月議会に引き続きまして取り上げたその理由というものは、そういう趣旨なのです。

もう1つ御紹介いたしますと、これまで彼ら、彼女らがボランティアで行っていました温泉入浴のサポートの活動、これが、彼らの活動が認められて、県がことしの2月から委託事業として業務認定をされたのです。それが温泉入浴サポート体制確立推進事業なのです。この事業は、県の方に伺いますと、ユニバーサル観光としての振興という意味合いはもちろんなのですが、それだけではなくて例えば地域の活性化であるとか、それに携わる方の雇用の創出とか、県が抱える地域の安心とか活力、発展、そういった大義で、広い分野で期待をされている。このことを別府市は、この県の取り組み、動向というものを把握されていなかった、そういうふうに伺いました。せっかくこのような活動が別府で始まっているにもかかわらず、市が把握されていないというのは、少しどうかなと思うわけですが、しかし、県がこれを委託事業として取り上げていただいたからには、ぜひ別府市としては県と同様に県の意向に同調して一緒に盛り上げていただきたいと思うわけです。

今後、こういった活動が別府にあるのか、そういった問い合わせがもしかしたら別府市にもあるかもしれない。そういうときにこれからの別府市の対応を教えてくださいたいと思います。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

「ともに生きる条例」、間もなく施行されます。御質問の対応方法につきましては、関係団体あるいは関係課とも連携をとりながら、我々としては適切な対応に努めていきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ぜひ、いろんな声があった場合は、市として対応していただきたいと思います。

とにかく今回の私のこの観光行政の中で質問したい趣旨というものは、このユニバーサル観光については是非取り上げて頂きたいと言うことなのですが、なかなかそれを受け入れていただけない理由があるのも理解するわけです。例えばそれは障がいの方のニーズというものは、健常者に比べれば小さいのではないのか、そういった御指摘があるのだと思います。ですが、これからは多彩な観光ニーズに応える施策というものがやっぱり必要で、また私たちが進む先には高齢化社会そして人口減少時代というものが確実に訪れるわけです。国の調べによりますと、2025年には65歳以上が約3,657万人になる。そして別府市も人口割合でいうと、やはり高齢者の人口というのが約3割に近づいてきているとお聞きしております。そういった方々もこのユニバーサル観光の受益者になるわけです。そういった意味でこれから別府市もそういった方々の需要を見越したバリアフリー観光というものは必要と思えるのですが、別府の中期・長期の観光ビジョンとして、このユニバーサルツーリズムに取り組むべきと思いますが、御意見をいただけますか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市といたしましては、今の御質問の中にもございました、いろんな形でいろんなお客様を受け入れなければいけないものというふうに考えております。ユニバーサル観光それからバリアフリー観光につきましては、全ての方々が楽しめ、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指すものと国が示しております。

今後の別府市の考え方につきましては、国・県におきますユニバーサル観光等の方向性を注視するとともに、関係課とも連携をしながら、誰もが楽しめる観光地を目指していくよう努めたいと考えております。

○1番(森 大輔君) このユニバーサル観光というのは、障がいの方だけでなくシニア層の方も対象になるのだ、そして、もっと言うならば皆様がそれぞれやはり年齢を重ねていくと介助が必要になってくることは多いと思うのです。実際に私事ではありますけれども、私の母が昨年骨折をしました。それまで温泉とか普通に入れたわけですけれども、なかなか一人では入りづらくなっているのです。そういうときに私も温泉に入りたいと思う母に対して、何とかして温泉に入れてあげたいと思うわけですけれども、なかなか一人では入れてあげられないという実情がある。こういう思いをしている方というのは、全国そして市内にも結構多くいらっしゃるのだと思うのです。そういう方の気持ちを酌むためにも、ぜひこういった活動を、最初は民間の発案ですけれども、行政も少し手を貸してあげて、同調して協力していくべきだと思うわけです。

市長に伺いますが、昨年、この車椅子温泉道の活動について御報告させていただきました。市長もこの活動の必要性については大変な御理解をお示ししていただいたと思うわけです。しかし、その後に県が同様にこの活動に注目されて、温泉入浴介助事業として取り上げていただいた。しかし、私は最初に市長に申し上げに言ったように、この活動というものは別府市で始まったわけですから、別府市で、そして市長の言われる協働のまちづくりの精神で光を当てていただきたかった。そう思ったので、昨年の9月議会で訴えさせていただいたのです。

昨年のその後12月、国の観光庁へユニバーサル施策について伺いに上がりました。そうしますと、国は、体の制限の有無にかかわらず誰でも気兼ねなく旅行できるユニバーサルツーリズムの普及促進を促す検討会を設置、そして実際に自治体を募ってバリアフリー観光を推進していただけたところを募集されていました。その1つの例として、九州内であれば佐賀県の嬉野市、ここがバリアフリー観光推進地の1つとして挙げられていましたし、その国の官僚の方が、実はこの別府の車椅子温泉道に始まった活動を知っていらっしゃいました。注目をされていまして、次のモニター地区は別府なのだ、その可能性があるということもおっしゃっていました。

別府市は、少し分野は違いますが、市長の肝いりの「ともに生きる条例」ができました。この条例に魂を入れるためには、やはり事業化をしていかないといけないと思うわけですが、それを観光分野でいえばユニバーサル観光の推進なのだと思うのです。これを別府市の重点課題として取り組んでいただきたいと思うわけですが、市長の御意見をお聞かせいただけますか。

○市長(浜田 博君) 数々の御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

もう私見になるかと思いますが、昨年、あなたがこの民間団体を御紹介いただいたときに、ビデオを見せていただきました。私自身が感動しました。そして、何とか民間団体と協働して支援ができないのかなという思いがずっとあります。しかし、県に先を越されたというような指摘でございますが、私は違った意味で「ともに生きる条例」、これは障害のある人もない人も誰もが安心・安全、そして観光の面でいえば、別府観光をしたいという障がい者の方、また高齢者で足の不自由な方、たくさんいると思います。

このビデオが、雑誌「女性セブン」に出たからかどうかわかりませんが、新聞の声の欄に長崎の方が応募されました。お読みになりましたか。それは御主人でしたが、奥さんが車椅子なのです。その方が、御主人が言った言葉の中に「おい、おまえも別府の温泉に入れるぞ」。そうしたら、「行きたい。そして地獄めぐりもしたい」という会話をしたというお話がありました。私は、逆にそういう全国に別府温泉、温泉を生かせという意味で、温泉に行きたいという方がたくさんいる、そういう方のサポートとして、今、温泉入浴をサポートされているこの団体の意義というのは大きいと思います。

あのビデオを見た中に、スナックで飲んでいる姿がありましたね、楽しそうに会話をす

る。あれも感動したのですが、裏を返せばそのスナックには障がい者用のトイレが設置されているという裏づけなのです、そこで飲めるということは。車椅子の方がそういうスナックに行きたい、カラオケに行きたい。こういう方々がそういう設置がされているかどうかをまず確認すると思います。そういう意味でいえば、また別府冷麺を食べている様子もありましたね。だから、普通の人が行きたいところに行けるのだというイメージが、それで私には伝わってきたのです。

そういう意味で何とかこの「ともに生きる条例」を本当に実のあるものにするためには、観光面では、私は温泉を生かした、そういう誰もが楽しめる、気軽に行ける、そういう観光地にしなくてはいけないという思いを持っておりますので、県が緊急雇用の、これはたしか雇用創出事業か、そういう形でされたということを私は聞いています。しかし、別府では「おんせん県おおいた」の核になってやらなくてはいけない別府ですから、そういう意味では車椅子の方だけではなくて、障がいのある方以外にも、高齢者の皆さんも含めて、別府に行ったら福祉バス、福祉タクシーもあるよ、サポーターもちゃんというよ。そういう形のものが宣伝できるような支援のあり方、これをやはり真剣に前向きに考えたい、こう思います。

- 1番(森 大輔君) 私は一議員なので非力でありますので、代弁することしかできません。あとはぜひこの意見を聞いていただいて、ぜひ執行部のほうでそれを実際に政策に移していただきたい、そういうことを申し上げまして、この観光行政について質問を終わります。

次の都市計画道路について、質問します。

都市計画道路なのですが、先ほど国実議員のほうからも少し質問があったと思うのですが、私は、全体のことと、そして後の山田関の江線について御質問させていただきたいと思うのですが、現在の別府市にあります都市計画道路について、これまでの経緯も含めて御答弁ください。

- 都市政策課長(生野浩祥君) お答えいたします。

別府市の都市計画道路は、戦後の昭和24年に策定された別府国際泉都計画や、昭和25年の別府国際観光温泉文化都市建設計画などに基づき、昭和27年に都市計画決定され、昭和38年に見直しを行ったものをベースとしております。その後、整備等を行う際に部分的な路線の変更等を行っております。近年、長期にわたり未整備の路線につきましては、全国的な問題となりまして、平成19年度から23年度にかけて変更を行っております。県の方針に基づきまして、現時点での必要性の評価を行った上で、必要性が低いと評価された路線につきましては、廃止及び縮小等の変更を行っております。

- 1番(森 大輔君) 別府市の都市計画道路というのは、戦後の別府国際泉都計画と別府国際観光温泉文化都市建設計画、これをもとにして昭和27年に都市計画が決定されたという伺いました。そして、そのときの青写真のコピーが、きょう、皆様にお配りさせていただきました資料にありまして、これが昭和27年にできました都市計画というものであります。現在の都市基盤をなす道路整備事業というものは、ここからスタートしたということがわかるわけです。この後、昭和38年に見直しを行いまして、平成23年に再評価されて、現在の都市計画道路に至ったということですが、この昭和27年に都市計画決定された道路建設の中で、まだ長期にわたり整備が完了していない道路が多々あります。今の道路計画の進捗率、整備率について御答弁ください。

- 都市政策課長(生野浩祥君) お答えいたします。

現在、別府市内の都市計画道路は、全部で26路線、総延長6万9,866メートルを決定しております。そのうち平成25年7月時点での改良済みの延長は4万627メートルであり、進捗率にいたしまして約58%となっております。

- 1番(森 大輔君) はい、58%ですね。この58%の整備された道路のおかげで今の私た

ちの生活が成り立っているということで、これまでにできた道路インフラを整えていただいた先人の皆様に感謝するところでありまして、しかし、一方で昭和27年に都市計画決定されて、いまだに未完成の道路が残り40%あるということなのです。この数字が示すことは、大変この都市計画というのは時間がかかるものとは理解するのですが、半世紀以上が経過した今も、やはり完成の見通しが難しい。そして、見通しすら立っていない道路がある。その1つが山田関の江線ということですが、この山田関の江線の整備率、進捗状況について御答弁ください。

○都市政策課長（生野浩祥君） お答えいたします。

都市計画道路・山田関の江線につきましては、朝見1丁目から関の江までを結び、国道10号を補完する市街地内の重要な幹線道路として都市計画決定しております。これまで計画決定延長8,690メートルのうち3,163メートルが完了しております。整備率は約36%となっております。現在、青山通りから富士見通りの間の約420メートルを大分県のほうで整備しているところでございます。

○1番（森 大輔君） 整備率は36%、60年たって36%だということです。私は、驚きました。この数字を見たときに、60年たってまだ整備率が36%なのか、正直驚きました。この36%の区間というものは、大体ですけれども、朝見から九州横断道路までの3,163メートルのことだと思いますが、この区間でかかった整備費というのは約140億円ということです。残りの区間を都市計画どおりに整備を進めるとすれば、これから九州横断道路から春木川を越える橋をつくりまして、中須賀を通過して上人、亀川地区といった住宅が密集した地域を突き通して、そしてその先の山を越えるトンネルをつくって関の江まで通す、そして最終的に国道10号につなげる。これが山田関の江線の全貌だと思います。

少し酷な質問ではあると思うのですが、この山田関の江線が全線開通する見通しというのはついているのか、そして全線開通するに当たっての費用はどれぐらいかかるのか御答弁ください。

○都市政策課長（生野浩祥君） お答えいたします。

山田関の江線は、未整備区間が残っております5,600メートルについて、これはあくまでも概算であります。事業費は約190億円程度と見込んでおります。整備主体については、県が整備する区間と市が整備する区間がございまして、現時点ではおおむね県と市で半分ずつ整備していくことになるかと思っております。整備主体が異なり、また別府市全体の都市計画道路優先順位等を考慮しながら、順次整備していくこととなりますので、一概にあと何年くらいかかるかについては、現時点では想定することは困難と考えております。

○1番（森 大輔君） 見通しがついていないということですね。見通しがついていない、つまりあと何十年かかるかわからない。その1つの原因としては、やはりあと190億円かかるというその多大な経費が、1つの要因だと思うわけです。私が大体推定しますと、年間3億円ずつもし仮に予算計上できるとしてされても、あと半世紀以上はかかる。それぐらい長い期間かかる道路建設だと思うのですが、この山田関の江線というのは、50年、60年先に完成するかしらないか、そういう道路なのですが、実際に別府市が、そうしたら別府のまちの構想というマスタープランというのがあると思うのですが、このマスタープランというものは、大体将来20年先ぐらいの構想しか見越していない。50年、60年先までかかるとされている都市計画道路と、20年先までしか予測をしていない別府のまちの都市構想、ここに余り整合性を感じないと思うのが、今回の質問の趣旨でありまして、都市計画でこれから50年、60年かかるとされる道路がある、一方で都市構想というものは20年先の将来までしか見通していない。これから私たちの先には、先日質問にもありましたけれども、首藤議員そして泉議員が御指摘されたように、人口減少時代を迎えるわけです。これから人口はどんどん減っていく時代、そして60年前につくった都市計画道路

というのは、人口がどんどんふえていった時代につくられた道路なのです。ここに整合性を全く私は感じないわけです。

そういうときに、これから別府市は、例えば将来50年先、60年先はこういうまちになるのだ、こういうまちにしたいのだ、コンパクトシティをつくるのだとか、ユニバーサルデザインを見越したまちをつくるとか、そういったまちの構想を立てた上で都市計画というものをつくっていくべきだ、そういうことを思いましたので、今回この質問を項目に上げさせていただきました。

残り少なくなりましたので、詳しくはまた次回の質問に残しておきたいと思います。

○副議長（荒金卓雄君） 休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（荒金卓雄君） 再開いたします。

○2番（三重忠昭君） きょう最後の質問になりますけれども、まず、済みません、最初に議長の許可をいただいて、1番の教育行政についてですけれども、3番、4番、この項は今回の時間ではちょっと足りませんので、取り下げで、また次回に回したいというふうに思っています。

○副議長（荒金卓雄君） はい、承知しました。

○2番（三重忠昭君） それから、1番と2番はもう、済みません、これもちょっと私の通告の仕方が悪くて、まとめたような質問になりますけれども、それでよろしくお願ひします。

それでは早速、教育行政から入りますけれども、まず、来年の春に子ども・子育て新制度がスタートするようになっていきます。今そのスタートに向けて国も準備をしている段階でありますけれども、今、別府市においてもその新制度に合わせて児童家庭課を中心に子ども・子育て会議を設置して事業計画の策定をしているというふうに思っています。この会議の中には市原議員さんと、それから私もオブザーバーというか、傍聴で入らせていただいていますけれども、この子ども・子育て支援制度の議論のスタート、これ、そもそものところからいけば、いわゆる待機児童の解消であったり、厚生労働省それから文部科学省の二重行政の解消とか、もっと根本を言えば税と社会保障の一体改革、少子・高齢化対策のところから議論が始まったと思います。

その中で、私もこの会議に参加をしていて、この新制度のいろんな勉強会とか講演とかを聞きに行ったのですけれども、やはり先ほど申し上げたように、そもそものスタートの議論がそういう保育の部分、待機児童とか子どもの保育の部分の議論が中心で始まったと思うのですが、そういった中でやっぱり幼稚園とか幼稚園教育というものが、実際ちょっとこの議論から今横に置かれている、横に置いてきぼりにされているというような印象を私は感じています。

ただ、この新制度の目的の柱の中には、実際に質の高い幼児教育、学校教育それから保育の総合的な提供というものが、項目の中で言われているわけで、やはりこの幼稚園教育をどうこの事業計画の中に反映させていくのか、そういうことを、きょう、この質問を通じてちょっと確認をしていきたいなというふうに思っています。そういった関係で児童家庭課が今中心になって進めていますけれども、教育行政のほうでこの項目を上げさせていただいて、この議場の中でそれぞれの課で議論ができればな。ただ、これ、やっぱりスタートしたばかりですから、本当に頭の部分ですね。そこだけ、余り深いところまで掘り下げてというふうには思っていないので、そこを議論していきたいというふうに思っています。

そこで、まず最初に児童家庭課のほうに、現在のこの子ども・子育て会議のこれまでの



進捗状況、それから今後のスケジュールを聞かせてください。

○児童家庭課参事（岩瀬龍子君） お答えをいたします。

昨年より、子ども・子育て会議を招集いたしまして、会議をもう既に3回実施しているところでございます。今後の事業計画策定のスケジュールでございますが、昨年末に実施いたしましたニーズ調査の結果の取りまとめが3月末にはまとまる予定でございますので、調査により明らかになります今後の利用希望と現在の利用状況等を踏まえて量の見込みを設定いたしまして、提供体制等、事業計画の骨子案を平成26年秋ごろまでに提示させていただいた上で、平成26年度末には確定いたしたいと考えております。

○2番（三重忠昭君） はい、わかりました。今ニーズ調査が終わって、その集約をして、3月末までにまとめるということですね。秋に向けてやっていくということ。このニーズ調査、実はうちの子どもにも届いて、私もアンケート調査に答えて送り返したのですが、ただ、これ、今御答弁にもあったように、子どもゼロ歳から6歳、それから小学校1年から6年までの児童、子どもに対して抽出で約3割ですか、35%ですか、選んでニーズ調査を行った。そのうちの半分、約半分しか回答が出ていないということです。やっぱりそう考えると、実際どれだけニーズというか、声が吸収されるのかな、反映されるのかなというふうに考えると、ちょっと心配にはなるわけです。ただ、実際ことしの秋までにこの事業計画を策定してやらないといけないというふうに考えると、そういう時間的な余裕とか、かなりタイトな期間になっているので、その中で児童家庭課も大変な業務をこなされているなというふうに、その分は理解はしていますので、でも、今後ぜひこれまでされている支援事業とか相談業務とか、そういったところでのやっぱり保護者の方々の声をしっかりとまた臨機応変に随時反映させていっていただきたいな、そのことをまずひとつお願いをさせていただきたいというふうに思っています。

それから、ちょっと次に、では、学校教育課のほうにお尋ねをするのですが、実は別府市の幼稚園教育のほうになるのですが、公立幼稚園のPTA連合会のほうから数十年にわたって、いわゆる1校1園制の存続に向けた署名というのがずっと行われていると思います。ちょっとざっと読み上げると、「人間としての人格形成には幼児期がとても大切です。核家族化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下などが問題視されています。それに伴い、ここ数年来子どもへの虐待、犯罪の低年齢化など、さまざまな子どもにかかわる社会問題が生じています。その背景にはいろいろな要因があると思いますが、その1つに少子化による幼児期の人間関係の希薄さがあることは否めません。それを補うためには、幼児期に異年齢の子ども同士でかかわり合い、育ち合う体験が必要になってきます」。途中ちょっと省きますけれども、そういった人間関係の形成にとっても、地域の中にある幼稚園、この1校1園をぜひ残していってほしいという署名活動が毎年行われていますけれども、これの署名の筆数というか人数、それをちょっと聞かせてください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

幼稚園PTA連合会がこの署名活動を行っていますけれども、これは平成3年度から行われており、23年間の累計ではおよそ35万1,000人分の署名が集まっております。毎年1万5,000人前後の方が署名しているというふうに考えております。

○2番（三重忠昭君） 約1万5,000人程度の署名が毎年集まっているということ。これは、まず児童家庭課としては、このことは知っていますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

その実数的なものは把握しておりませんが、署名活動が行われているということは存じ上げております。

○2番（三重忠昭君） 済みません、部長のほうもちょっとお聞かせください。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） 今、児童家庭課長が申し上げたとおり、同

じような状況であります。

- 2番（三重忠昭君） それでは、やはりこの子ども・子育ての制度、その中に幼児教育の必要性というのが言われているところで、この別府、私立も当然あるわけですが、ここは別府市の関係になりますから、公立幼稚園にちょっと特化した部分で話を進めますけれども、そういった声が上がっている部分をこの事業計画にどう反映させていこうかというふうに児童家庭課としては捉えていますか。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

先ほど、ニーズ調査の内容の中で、実数が乏しいのではないかという御指摘もいただきました。その中で今、学校教育課の方から答弁のありました1校1園制の署名、これは非常に有意義なものだと感じておりますので、どういうやり方で生かしていくかというのは、今後その会議の中でもんでいくことになろうかと思っておりますが、大事な御意見として捉えております。

- 2番（三重忠昭君） そうですね、ぜひよろしくお願ひします。というのが、やはり今これ、国・政府においても幼稚園教育というのが非常に見直されているわけです。幼児教育振興アクションプランということで、この中のちょっと重立ったものを言えば、全ての幼児に対する幼児教育の機会の提供、これによって幼児教育の無償化とか、今、義務化とかいうことも議論されています。発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、それから幼稚園など施設による家庭や地域社会の教育力の再生・向上、やっぱりこういったものが言われているのですけれども、この1校1園の部分で見たときに、やっぱりこれまで私もこの議会の中でずっと質問をさせていただきましたけれども、この別府の1校1園というのは、もう本当、全国でまれで、非常に全国に誇れる別府市唯一の特色のあるものであります。同じ敷地内に小学校があることで地域の方に見守られながら、また兄弟姉妹と一緒に学校に通えるよさがあるわけです。これは今教育委員会が進めようとしているコミュニティ・スクールなんかも考えたときに、やっぱりその地域に幼稚園、学校があるからこそ世代間交流、こういうつながりができるわけで、こういう部分でも大いに生かされてくるというふうに思っています。

それから、先般から例えば一貫教育なんかという議論も出ていましたけれども、今いわゆる小1プロブレム、幼稚園から小学校に上がっていったときに、やっぱりなかなか落ちつきがとれないという児童がふえているというふうにも聞いていますけれども、そういう意味でもやはり小学校との連携の中で異年齢同士のつき合いというのが、兼任園長のもとできているということです。それから、またいわゆる給食、自校方式で栄養のバランスのとれた献立が毎日提供されて、マナーや偏食の改善にも早い時期から取り組むことができているという、やっぱりこんなさまざまなメリットがあって、ある意味国の示す方向性と、この今別府にある1校1園の幼稚園というのが、やっぱり同じ方向に向かって進んでいるというか、進められるものがあるというふうに私は思っているのです。

また、ちょっと話は変わりますが、先般、青少年安全会議でしたか、青少年健全育成安全会議ですか。その中で総合教育センターの所長の篠田さんから、今このセンターのほうに就学前の児童の保護者からの相談がふえているというふうな報告がございました。その報告の内容というのが、いわゆる友だちが集合しているのを見ても、なかなか状況が理解できずに一人で遊んでいたとか、指示を出しても、言われたことをよく理解できずにじっとしているとか、友だちとトラブルが起こった際に、その状況や自分の気持ちなどをうまく伝えられないなど、発達に偏りがあるというふうな報告がございました。親としてもやっぱり非常にこういう部分は心配になるわけで、そういった意味からもやっぱり自分たちの住む幼稚園に通わせられることによって安全・安心というものが得られる。

それから児童家庭課、福祉保健部長を先頭に、障害福祉課が本当に大変な激務の中で、いわゆるともに生きる条例というものをつくっていただきましたけれども、やっぱりそういう「ともに生きる条例」の中にも学校教育にかかわる部分で、しっかりそういうところをフォローしていく、守っていくというふうなことがやっぱりうたわれている。やっぱりそういうことも考えると非常に公的な責任もあるなというふうに思っています。学校の中でもいきいき支援員さんが一生懸命頑張っていたいただいているということなのです。こういうことから、やっぱり教育委員会、それから児童家庭課、学校がしっかりと連携をとってやってもらいたい。この事業計画を策定している今やってもらいたい。国が言ういわゆる二重行政の解消というふうにも言われていますけれども、この別府市においても、そこがきっちりと連携をとってやっていただきたいというのが、私の率直な思いです。

そういった意味でぜひちょっと教育長と、それから福祉保健部長のほうに質問をさせていただきますけれども、これからその事業計画策定に向けて練っていくわけですが、どういうふうにかかわっていかうと考えているか、まず教育長のほうから聞かせてください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

幼児減少傾向にある中で、小学校への接続を意識した、いわゆる質の高い幼児期の学校教育、あるいは保護者の就労形態が非常に変わってきております。それで、今別府市のほうでは公立幼稚園は1年保育を実施させていただいておりますし、幼稚園と学校の接続については、非常に連携がうまくいっているところでございます。

また、今後は保育所それと幼稚園、それと学校、いろんな3者が共同してこの子育てにつきましても、別府市全体で今後、将来を担う子どもたちの幼児教育のあり方をどうすべきか、そういういわゆる幼児教育のあり方について、子ども・子育て会議等の中で十分論議をすることが必要であろうというふうに思っております。

今後は、その子育て会議で決定された方針に基づきまして、幼児教育のあり方について十分検討し、そして1校1園制のもとで地域とともに開かれた幼児教育を一層促進しなければいけないというふうに考えているところでございます。そういう意味で保育と教育を、垣根をとって連携した取り組みを今から実施しないといけない、そういうふうに考えているところでございます。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

子育て支援という観点からしましたら、当然教育委員会との連携は必要不可欠というふうに考えております。今後、子ども・子育て会議の中でしっかりと検討を重ねていきたいというふうに考えているところであります。

○2番（三重忠昭君） ぜひ教育委員会それから児童家庭課、よろしくお願ひします。私もまたこれ、子ども・子育て会議、済みません、傍聴になりますけれども、また中に入らせていただいて、勉強させていただきたいなというふうに思っていますし、また委員会、またこういう議会等でもしっかり声を出して、いい制度になるように自分も頑張っていきたいなというふうに思っています。

それで、最後にちょっとこの項で市長のほうにお伺いをさせていただきたいと思うのですが、実はこの子ども・子育て制度、別府版の子ども・子育て制度事業計画を策定している今、今回の一般質問の最初にも人口減少社会、少子・高齢社会の到来に向けたいわゆる対応とか、市政運営、こういった部分の質問が出されました。私もこれまでやはりいわゆる人口減少社会の中における対応策の1つとして若者の定住促進であったりとか、この子育て支援制度の充実、それから定住促進、それから空き家対策にもつながる空き家バンク制度の、これもたしか去年の12月だったと思うのですが、ちょっと質問をさせていただきました。改めてこの人口減少による課題というのは、生産年齢人口の減少、それに

よる市税収入の減少、これからどんどん社会保障関連費がふえていく。いわゆる団塊世代の75歳が医療、介護の提供を受ける「2025年問題」というふうに言われていますけれども、そういう中でやっぱり持続可能な社会をどうつくっていくか。そう考えたときに、当然子どもってすぐふえるわけではないのですよね。そうすると、やはりこの別府市における生産年齢人口というか、若者の定住促進をしっかりと進めていくというのが大きな課題になるのかなというふうに思っています。

先般の議会の答弁の中にも、この人口減少社会の対応策、また地域経済の活力を維持するために、定住促進について重要なテーマであるというふうなことは理解しているけれども、まだまだ明確な戦略は示されていないというふうな答弁もありました。今後の別府の総合計画、後期基本計画の策定に向けてしっかりと総合的、横断的に政策を考えていかなければならないというような答弁がありました。やっぱりそういう中で、この子ども・子育て支援制度別府版の制度を、事業計画をつくらうとしている今、やはりこういう今私が申し上げたような観点からいったときに、そこにしっかりと市長のほうからも、これからの別府市はこうやっていくのだという1つの方針というかビジョンというか、そういったものをしっかりとこの事業計画を策定している今、指示を出していただきたいというふうに思っているのですが、その部分について市長の御見解をお願いします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

また数々の子育て支援に対する御指摘をいただきました。幼児教育の必要性、これはもう十二分に私も認識をいたしております。少子化になればなるほど一人一人の子どもがいかに大切か、将来別府を背負う、日本を背負う子どもたち、その教育というのは大事であるということは当然だと思っております。

そういう中で今、単に教育とか保育とかいう枠の論議ではなくて、そういうものを越えた中で子育て支援という立場からこの充実、環境の整備、これは絶対にやっぱり行政の役目だと思っておりますので、このことをしっかりとやっていくということでございます。また、雇用環境の改善をしたり、さらには高齢者施策の充実等も図られてこそ、初めて私は総合的な子育て支援ができるという観点でございます。

そして、先ほどからお話をいただいていますように、いろいろな立場の人が18人ですか、委員さんで組織されました別府子ども・子育て会議、このことの今から事業計画の策定に向けて検討を重ねているという状況でございますので、私がお話しているのは、いわゆる保育と教育とかいう、分けるのではなくて、保育と教育の垣根を越えて、いわゆるあらゆる視点、あらゆる観点から子育て、このことの検証をしっかりとやってほしいということで、このことを検証していただいて計画をつくってほしいという思いは、もう指示をしておりますので、ぜひ教育委員会また福祉、一緒になってこのことに向かってやっていただける、このように思っております。

○2番（三重忠昭君） はい、わかりました。私は、もう本当に以前から申し上げているように、定住促進という部分で別府というのは本当に非常に高いポテンシャルを持っているなというふうに思っているのです。まだまだ私も勉強不足で具体的なことはちょっと申し上げられませんが、あくまでも漠然としたことしか言えないのですけれども、やはり公立幼稚園、私立幼稚園も含めて、それから保育所も含めて、それから今実際やっている子育て支援事業、こういうものも含めてやっぱり今しっかりとしたものができるようになっていくということです。それから別府市の地域性を見れば、やっぱり都会並みに医療機関が充実している、病院があるということ。そっちの医療にも通じるやっぱり温泉があるということです。海それから山、公園を含めてやっぱり本当、自然環境に恵まれているということです。やっぱり観光地ですから、子どもを遊ばせるとか、そういう意味では本来だったらお金を払ってわざわざ来てもらうような施設、遊園地とかも含めて、こういったものがやっぱり身近に

あるということなのです。やっぱり親にしてみたら子どもが伸び伸びと過ごせる環境が身近に当たり前にあるような環境でなければ、子どもを産み育てられないというふうに思っているのです。

その中で例えば雇用なんかのことも考えたときには、やっぱりこれから間違いなく指摘があるように高齢者がどんどんふえていくわけで、若い人をそこに呼び込んで、その高齢者に対するいわゆる仕事の場、そういうものを創出していく。やっぱりこういうビジョンというか、グランドデザインというか、こういうものもしっかり描いていかないといけないのではないかなというふうに思っているのです。それをやっぱりしっかりと本当にやっていくことで持続可能な社会ができ上がっていくのではないかなというふうに思っていますので、またこれは私もしっかりと勉強しながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それで、その思いを言って、この項を終わりたいと思いますが、最後に岩瀬参事が、今月でもう退職ですね。若輩者の私がこんなことを言うのも失礼ですけれども、大先輩に向かって。また、ぜひ退職された後も、これまでのいわゆる子育て支援にかかわる経験を存分にまた、ちょっとゆっくりされたいでしょうけれども、ちょっとゆっくりされた後、また存分に地域の中で御支援を、お力添えを賜りたいなというふうに、そのことをお願いして、この項を終わりたいと思います。

それでは、次の項に移ります。

次に、環境行政についてでありますけれども、先ほどごみの減量化については、平野議員さんのほうからも質問がありまして、今、家庭系それから事業系のごみは減っているというふうに言われておりました。ちょうど1年前の平成24年第1回定例会で、まだ当時、生活環境部長は永井部長ですね。永井部長のときに、私はごみ減量アクションの議案質疑をさせていただきました。そこで家庭系可燃物の組成分析調査を行って、生ごみの水切りをする。そして資源物の適正な分別をする。それによって5年間で25%の減量ができるという、そういうことでした。実際今始まって1年になるのですけれども、その進捗状況を聞かせてください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

現在、今、議員がおっしゃったとおり、生ごみの水切り排出、それから燃やすごみに混入している資源物の適正な分別等で試算すると、約25%の家庭系の燃やすごみが減量可能ではないかと位置づけておりましたが、あくまでもこれは組成分析調査結果の数値と、高い住民協力度に支えられた最大値でございました。それで、より実態に即した数値データ、特に生ごみの水切り排出の減量率などを取得することで、ごみ減量の次の展開を考えようということで、実際平成24年度に自治会の御協力を受け、約20世帯を対象に1カ月間の試験的な生ごみの水切り排出の回収を実施いたしました。

ただ、水切り排出された生ごみの減量率、結果といたしまして、約9.55%という数値でございました。この減量率は、生ごみに含まれる水分量の値でございまして、当初試算する上で生ごみの水切り及び乾燥による、全体的に乾燥した場合に水分を排出できるのが約70%は水分だということで、減量率を70%と設定しておりましたが、大きな乖離が生じたという結果になってございます。しかしながら、現実値を得られたのは大きな収穫であったと捉え、今後家庭系の燃やすごみの減量可能な目標値を修正することも視野に入れながら、この目標値に近づける取り組みを今後実施したいと考えております。

○2番（三重忠昭君） 課長、ちょっと申しわけない。収穫と言えるかどうか、ちょっとこれは微妙なのですけれども、実際、現実値9.55%で、当初は70%の設定という。実際これはスタートして1年目で、ちょっと申しわけない、本当、ちょっと大丈夫なのかなというのが、率直な思いです。5年で本当に25%いけるのかなというのが、ちょっと不安に

なります。これから4年間で巻き返していくのだと思うのですけれども、いずれにしろ、今答弁の中で当初設定した家庭系のごみの減量可能な目標値、これをクリアできないかもしれない、今のままでは無理ですよ。それに近づけるための取り組みを実施するというふうに御答弁されましたけれども、どういうことをやろうとしているのか、その部分を聞かせてください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

ごみの減量は、ごみを発生させないことが最重要でございます。そのためには住民の方々の御協力が必要不可欠でございます。先ほど、モニタリングをしたということで、3月、そのモニタリングをした自治会に実験的に懇談会というのを3月に実施いたしました。それを口火に平成26年度から自治会を対象にごみに関する懇談会をうちのほうから出向いた形で開催してまいりたいと思います。懇談会の内容につきましては、ごみとリサイクルの現状や実施している施策等を、情報をお知らせしながら、そういう内容を認識していただき、ごみに対する意識の高揚が少しでも図られればと考えております。

また、試験的な水切り排出の減量率が低い、先ほど議員からも御指摘をいただきましたが、この内容の中で水切りをする前、前段階での生ごみの発生抑制を啓発することがまずは大事だと。出てしまった後の水切りというのは非常に厳しい部分があるというのが、先ほどお叱りも受けた部分でございますが、9.55%というふうな低い数字になっておりますが、この発生抑制をするということから、御家庭で購入した食材及び食品を使い切る、それから利用したものは残さず食べ切る、それから生ごみになったものはきちんと水切りをするという、この3つの「切る」「切り」の取り組みを今後推奨し、懇談会の中で御説明をさせていながら、住民の方々の協力を仰ぎたいと考えております。

また、約60世帯の方に、このときに食品に関するアンケート調査を実施いたしました。その中で、過剰購入による消費期限切れの食品及びおかず等の食べ残りの廃棄が、いわゆる本来食べられるのに廃棄される食品ロスが高かったことも、今回の取り組みの中で背景としてございます。

○2番（三重忠昭君） ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。今後は自治会を対象として協力、そういった部分の取り組みをやっていくということですが、やはり場合によっては、前にやられたように、例えば多くのモニター世帯の方々の協力を得ながら、またそういう水切りとか分別の組成分析調査というのを、またよかったら定期的にやっぱりやっていく必要があるなというふうに思っています。

以前の永井部長の答弁の中にもありましたけれども、職員さん、本当、きめ細かなローラー作戦を行って、ぜひそれを事業実施に結びつけていっていただきたいなというふうに思っています。ぜひ、これはしっかりとやっていただきたいなというふうに思っています。

そして、今「食品ロス」という言葉がありました。これは先般、私も新聞の記事に、今回5年ぶりに農林水産省が食品ロス、食べ残しなどの食品廃棄、こういった部分を調査するというような記事が出ていました。この中に家庭系及び事業系の食品廃棄物が約1,700万トン発生して、その中で食品ロスが年間約500万トンから800万トン含まれているというように推計で出ておりました。それらの減量及び再生利用は、各自治体が抱える課題の1つであろうというふうに思っていますが、別府市のこの家庭系ごみの減量方策として食品ロスを減量する取り組み、これに対してどのように考えているか、そのことを答弁してください。

（議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く）

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

特に事業系の食品ロスの減量につきましては、事業者や事業所が仕入れ数の適正化や賞味期限切れの抑制などの自助努力によって減量に取り組んでいるとは聞いてございます。

ただ、事業系の食品ロスの減量は、課題であると認識をしておりますので、市報等を活用しながら周知及び啓発を行う方向でございます。

ただ、食品ロスとは別に本市といたしまして、食品リサイクル法に規定されている食品の廃棄物量が年間 100 トン以上発生する食品廃棄物、多量発生事業者から食品の循環資源、資源の再生利用等の報告という義務がございます。その中で堆肥化や飼料化等の御相談が寄せられた場合、別府市には再生処理施設がございませんので、近隣自治体の再生利用事業者の処理施設に搬入し、円滑な再生利用が促進できるように、その自治体との協議及び調整に努めているという現状もございます。

- 2 番（三重忠昭君） 別府にはそれら食品ロス、生ごみ、そういう部分の再生処理施設がないということでありましたけれども、だから近隣自治体、そういうところの可能な業者に対してお願いして協力をいただくということですが、やはりこれは別府でも考えていく必要があるのではないかなというふうには私は思っています。やっぱり別府は、以前から私もちょっと一遍再生可能エネルギーの質問の中でも取り上げさせていただきましたけれども、別府はやっぱりホテルとか、それから旅館、それから飲食店が多いわけです。そういう中でやっぱり排出される生ごみというものをしっかり分別しながら新エネルギーとして、再生エネルギーとして活用していくのが望ましいのではないかなというふうには思っているのですが、別府市、先般新聞報道でもありましたけれども、地域新エネルギービジョン推進委員会というのが立ち上がって、この中で別府のいわゆる再生可能エネルギーの調査をされたと思うのですが、このいわゆるバイオマス、バイオガスというのですか、バイオマスですか、こういった部分の議論というのは、この中にはされなかったですか。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、別府市地域新エネルギービジョン推進委員会の中で、現在別府市のその新エネルギーの実現の可能性という意味での調査報告書が提示をされまして、それをもとに議論をしております。平成 26 年度にはバイオマス、今、議員おっしゃったバイオマス、バイオガス等を含めて全ての新エネルギーにつきましても、さらに協議・検討を重ねて新エネルギービジョンへ反映する形で策定する考えでございます。

- 2 番（三重忠昭君） そうですね、この別府市地域新エネルギービジョン推進委員会が、先般の新聞で温度差それから地熱、それから太陽光、熱を含めた 3 つのエネルギーを主とするというような方針を決めたというふうには出ていたのですが、これによって電力量の換算が一般家庭の約 30 万件分になるというような報告もされておりましたけれども、確かに「3.11」の東日本大震災それから原発事故があった後、この再生可能エネルギー、新エネルギーの関心というのが非常に高まっているということはよいことであって、これはまたずっと継続して進めていかないといけないなというふうにも思っています。

ただ、温泉とか温泉熱を利用したエネルギーの部分については、先般の議会でも、例えば地域の中のかかわりとか景観の部分とか、こういう問題も実際指摘をされておりました。ただ、ごみとか、ちょっと後で質問で触れますけれども、し尿処理とか、こういったものというのは、そういう今いわゆる再生可能エネルギーとかが注目されているこの議論とは別に、やっぱり人間が生活していく上で切っても切り離せないというものであるわけであって、ここら辺をしっかりとどうしていくのか、別府の中でどうそれを活用していくのかということを考えないといけないなという。それがごみの減量にも当然つながっていくわけで、そこら辺をやっぱり行政としてもしっかりと考えていかないといけないなというふうには思っています。

そこで、今度春木苑が新設されるわけですかね。この中でし尿処理場が新設されるに当たって、いわゆるし尿を使ったバイオガスの精製ですね。こういったものを発電する、活

用していく、こういうこともやっぱり新しくつくる上で考えていく必要があるかと思うのですけれども、そのところの見解はどうなっていますか。

○生活環境部長（浜口善友君） お答えをいたします。

今の時点でございますが、現在春木苑で処理をしておりますし尿、それから浄化槽汚泥というふうなことに加えまして、有機性の廃棄物、それから水処理設備から排出される汚泥というふうなことを資源化する機能もあわせ持った設備・施設を選択するというふうなことも1つの方向性であろうというふうに考えております。我々はその1つの選択肢として模索してまいりたいというふうに考えております。

○2番（三重忠昭君） ぜひ、よろしく願います。何度も繰り返しますけれども、やっぱりごみとかこのし尿の問題というのは、生活していく上で切り離せない問題ですから、ぜひしっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思っています。

また、藤ヶ谷清掃センターも新しくなって、ことしの2月ですか始まって、3月3日には不燃物粗大ごみの搬入、それから6月からの供用開始というふうになってはいますが、確かにこれは別府市だけではなくて2市1町でしっかりと取り組んでいかないといいないところではあると思いますけれども、このごみの減量、これをやっぱりしっかりとやっていただくと、当然収集それから燃料効率がアップしてCO2の削減とか燃料コストの減少とか、そしてまた施設のいわゆる延命化、こういうものも図っていかれるわけですから、そういったことも踏まえて取り組んでもらいたいなというふうに思っています。

また、5年間で25%の削減という部分ですね。これはまた随時私も年を追うごとにまたこういう場で質問で上げていきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

それでは、この項は終わります。

次に、観光行政について。

議長、済みません、これ、ちょっと1番と2番を入れかえてもよろしいでしょうか。

○議長（吉富英三郎君） はい、どうぞ。

○2番（三重忠昭君） まず、スポーツ施設の整備充実についてでありますけれども、別府市にはたくさんのスポーツ施設があるわけですが、このスポーツ施設のそもそもの設置目的を聞かせてください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

設置の目的は、3点あるかと考えております。

第1の目的は、市民スポーツを推進することにあります。子どもさんから高齢の方まで市民の多くの皆様が、それぞれ志向があると思いますので、それに応じてスポーツが選べて、心身の健康につながり、楽しく思う存分に活動できる場を提供することだと考えております。

2つ目は、競技スポーツの振興でございます。競技力の向上を目指して個人やチームが、それぞれ大きな目標に向かって頑張ることができるように場を提供することと考えております。

3つ目は、観光立市を標榜する別府市でありますので、スポーツ観光という側面からスポーツ大会の誘致、スポーツイベントの開催などを通して観光客誘致に結びつけて、訪れた選手やお客様が満足していただけることを目指しております。

○2番（三重忠昭君） はい、わかりました。そして、今回ここでは実相寺中央公園ですね、ここの部分に絞ってちょっと質問をしていきたいと思うのですが、というのも、別府市の体育協会の競技人口、別府市内のスポーツ人口の調査結果をちょっと見させていただいたのですけれども、屋外に関して、屋外に限って言ったときには、やっぱり圧倒的に野球が多いのです。その次にサッカーです。突出して多いのですよね、人数的に。この2つが、



この実相寺中央公園にはあるわけなのです。スポーツ観光という視点から言ったときには、野球場でもリトルリーグ、「稲尾記念杯」という名前がついたリトルリーグの大会とか高松宮杯とか、そういった大会が開催されていますし、大学の合宿とか、そういう部分でも活用されている。サッカー場で言えばJ2、昔はJ1も来ていたのですかね、そういったプロリーグのキャンプも行われて、またここでも大学の合宿等も行われていたのですよね。

この実相寺球場については、今回いわゆる防球ネットとか、以前からナイター設備のこととか、こういうことはずっと言われてきたので、もうここではあえて申し上げませんが、（「そこを言っておかなければ」と呼ぶ者あり）いやいや、またそれは野口議員さん、お願いします。（発言する者あり）ただ……、いや、ここは私、野口議員さんと同じ方向を向いているのです、教育はちょっと別かもしれませんけれども、ここはちょっと同じ方向を向いているのですけれども、ちょっとここで一個指摘しておきたいのが、やっぱりこの稲尾球場ですよ、稲尾球場。これは私が前の仕事をしていたときに、実はこのオープニングのときにちょっと代理出席して、稲尾さんと一緒にその式典に参加をして、やっぱり偉大な投手を目の前にして大変な感動をした覚えがあるのですけれども、実はちょっとこの稲尾記念館の来館者を調べると、ことし、平成25年度2月末で4,094人、去年の平成24年度が1万538人。これ聞くと、ことしの平成25年度の4,094人というのが、大体の平均らしいのです。何で去年は1万人来ているかといったら、福岡のバス会社がここを1つの観光ルートに入れたということなのです。ということは、実際ここを来館してお金は当然落としてはいない。もう実際その時点で別府に来て、何らかの観光目的で遊びに来ていただいているので、それはそれでいいことなのですけれども、ちょっとここでやっぱり申し上げたいのが、例えば去年日本一になった楽天の田中マー君ですよ、彼が二十何連勝ずっとやっていくときに、必ずとっていいほど引き合いに出されるのが、やっぱり稲尾さんなのです。「神様、仏様、稲尾様」。「神様、仏様、田中様」と言われていましたけれども、その平成25年、田中マー君が活躍した平成25年で4,094人。これはやっぱり私はPR不足だと思うのです、正直言って。

最初に別府市民球場ができ上がるときに、稲尾さんが、先般市長も言われておりましたけれども、やっぱり記念館で観光客を呼んで故郷に恩返しをしたい、自分が持っているユニフォームとかトロフィーを無償で寄贈したいというふうに、男冥利に尽きるのだということをおっしゃっていましたが、やっぱりその思いに別府市が応えられているかなといったら、ちょっとこれは正直言って寂しいなというふうに思うのです。だから、ここはやっぱり今後もしっかりこれを生かせるような形で考えていってほしいなというふうに思っています。

そして、次にサッカーに移りますけれども、サッカーもやっぱりJ1の今盛り上がりも、今逆に全国的に見れば野球よりもサッカーのほうが人数が多いのではないかなというふうに思っているのですけれども、まずこの実相寺のサッカー場の利用状況をちょっと聞かせてもらえますか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えを申し上げます。

実相寺サッカー場の、まず人工芝のほうですが、平成20年度から5年間、年間平均利用者数は約2万2,000人、件数は411件が平均でございます。天然芝コートにつきましては、芝の養生期間等もありますので、利用者は年間約5,000人、合計しますと、サッカー場では年間2万7,000人の利用がっております。

○2番（三重忠昭君） やっぱりかなりの数の方がこのサッカー場を利用されているということなのですけれども、私も実際ふだんは野球をやっているのですけれども、野球は、私なんかやっぱり、一般社会人が野球を楽しむ、いわゆる市民スポーツの推進という観点からいったときに、我々というのはやっぱり平日しかできないのです、平日の夜しかでき

ないのです。そうやってどこでやるかといったら、やっぱり北部中学校とか、そういうところでしかできないのです。それで土・日とかは、大会とかであればそういう野口原球場とか、場合によっては市民球場、実相寺球場というのをを使うのですけれども、やっぱりこれ、以前から議論されているように、ナイターがないので夜は使えないのです。これ、サッカーに関して結局一緒なのです。サッカーをやる場所がないのですよ、夜。一般市民の方って、やっぱり夜しかできないのです。土・日はもう大学とか、いろんなクラブチームとかの練習がびっしり入っているので、夜全然使えないのです。

やっぱりそうやって考えたときに、野球のナイターが先だと言われるかもしれないですけども、このサッカー場にもナイター設備が必要だなと。あえて言わせてもらえば、やっぱり野球よりもコストはかからないと思うのですよ、この照明をつけるのに当たって。サッカーは野球とは違って、そこの平面をある程度ぼんやりと、それなりにあれば使えるわけで、やっぱりそれはしていただきたいなど。

先ほど申し上げたように、屋外スポーツでいったときに、やっぱり野球、サッカーというのが突出して多くて、それでそのほかの部分でいったら、例えばテニスとかいうのは、市民テニスコートなんかというのは、もう照明がついているのです。やっぱりこのサッカーは全然夜は使えていないという状況。例えば夕方なんかは、保護者の方なんかは駐車場に車をだあとと並べてヘッドライトつけてやってもらっているという、こういう状況です。やっぱりこれから考えたときに、市民スポーツの推進とか、これからの子どもの健全育成とか、そういった部分からいったときにちょっと首をかしげるといえるか、まだまだやっぱり全然足りていないなというふうに思っているのです。だから、ここら辺はきちっとやっていただきたいと思います。

ここは本当は建設部長のほうにもちょっと答弁を求めるようにしていただければいいんですけども、もう、ちょっと打ち合わせをしましたので、また部長も、もう今月で退職ですよ。ぜひ次の部長にしっかりそのことは伝えておいていただきたいのです、この部分の整備を。連携をきっちりとする。スポーツ健康課それから公園緑地課、建設部、それぞれの課がきっちり連携して、優先順位を含めて、例えばそういう事業計画なんかも見直し、検討も含めてやるようにと、ぜひ言っておいてください。お願いします。

それでは、次のスポーツ観光に移ります。

課長、済みません、これも時間がなくなってきましたので、もうこのスポーツ観光については、ちょっと私のほうから2つ要望というか、提案をさせていただきます。今はとりあえず施設を使ったスポーツ観光という視点でもちょっと言わせていただきましたけれども、いわゆる別府の自然環境を使った、別府のフィールドを生かしたスポーツ観光の誘致というところで、2つほどちょっと私のほうから提案をさせていただきたいのですけれども、実は今月3月から韓国で人気のウォーキング「オルレ」というのがあるのですけれども、これを通じて観光客を誘致するために、九州運輸局、それから福岡でしたか、九州観光推進機構、これが一緒になって「九州オルレ」というのを始めたのです。この「オルレ」という言葉、多分もう御存じの方もいらっしゃると思うのですけれども、これは、家に帰る細い道を意味するのです。これ、韓国の済州、済州の方言なのですよ、これ。済州と別府といったら、どう言われるかといったら、国際交流都市ですよ。それで、この「九州オルレ」の、今九州には12のコースが認可を受けてやっているのですけれども、昨日、「九重・やまなみ “夢” 大吊橋牧場」でこの「九州オルレ」が開催されたのです。実はきょう、観光とまちづくりのプロの野上議員さんから、この「九州オルレ」、参加してきたよというパンフレットをちょっといただいたのですけれども、実際これ、大分ではこの「九重・やまなみ」、それから「奥豊後」ですね、竹田の城下町、ここの2コースしかないのです。でも、さっき言った済州の関係から言ったときに、別府は国際交流都市の締

結を結んでいるわけで、やっぱりここはしっかりとそういう部分では別府もこのコースの認可を受けて、こういう外国人、韓国の個人客の誘客、こういったものをこれから積極的に取り組んでもらいたいなというのが1つです。

そしてもう1個、最後に、実はことしの11月に大分で自転車のロードレースの全日本の大会が開催されます。昨年も野津原と大分でやっぱり同じ全日本のロードレース、自転車ロードレースの大会が開催されたのです。今大分は、「自転車が似合うまち」ということで一生懸命取り組んでいるのですけれども、これに関してもやっぱり私は、別府が逆に最初に手を挙げてやるべきだと思っているのです。これは何でかといったら、別府競輪場があるからです。別府競輪といわゆるロードレース、自転車の中ではカテゴリーは違いますが、やっぱりこの別府競輪場があって、そのファンの拡大とか、関心を高めていく上では、別府がこれを率先して手を挙げてやるべきだなというふうに思っているのです。さらに言えば、子どもたちの健全育成とか考えたときに、別府商業高校があって、隣の日出の暘谷高校、隣ですけれども、この自転車部というの、いわゆるインターハイなんかに出てもものすごく強いのです。やっぱりそういう意味ではこの自転車競技というのは、別府にとって非常に近いつながりのあるものだなというふうに思っているのです。ことし、別府競輪もF1のジャパンカップも開催されますし、やっぱりそういった部分で別府がしっかりとそこをリードしていく必要があるなというふうに思っているのです。大分が、今回ああいう形で手を挙げたので、場合によっては別府もそこに合わせて、例えば市民参加型の自転車の何か大きいイベントを開く、もしくは、きのう、競輪場で開催されたいわゆるファンとの集いなんか、こういう部分もセットにしてやっていく必要があるなというふうに私は思っているのです。

そういった2点含めて、ちょっと最後、課長の答弁を聞かせてください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、最初の御質問の中にありました「オルレ」でございます。議員の御説明で十分御理解いただけたかなと思いますけれども、大きな設備投資をしなくて、あるがままの形の中でお客さんを誘致できるという部分に関して言えば、これは積極的にやはり誘致しなければいけない部分があるのかなと思います。まして発祥が濟州島ということであれば、なおのことというような考え方でいます。

それから、後段の自転車の部分でございます。これも御質問の中にありましたように、競輪場、あるいは高校を含めて別府市の環境を考えれば、積極的にやっぱりこれも取り組んでいかないといけない。一部協議を始めておりますが、具体的な形で実現しますように、さらにその協議の度合いを深めていきたいというふうに思っています。

○2番（三重忠昭君） ぜひ、よろしくお願いします。

それから、もう時間がなくなりましたので、今回、ONSENツーリズム部長も退職されますよね。ぜひこれをやりますと、最後指示をぜひ出していただきたい、出して退職をして置き土産にしていってほしいというふうに思っています。そのことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす3月18日は本会議を休会とし、次の本会議は、3月19日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす3月18日は本会議を休会とし、次の本会議は、3月19日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。  
午後4時15分 散会